



個別案件(専門家)

2019年03月12日現在

本部/国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 疾病サーベイランスアドバイザー (英) Disease Surveillance Advisor
対象国名	ケニア
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	健康危機準備対応プログラム
援助重点課題	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
開発課題	健康危機準備対応
協力期間	2019年03月01日 ~ 2021年03月31日
相手国機関名	(和) ケニア国保健省疾病サーベイランス対応課
相手国機関名	(英) Disease Surveillance and Response Unit, Ministry of Health, Kenya

プロジェクト概要

背景

ケニア及び東アフリカ諸国では蚊媒介性の黄熱病やリフトバレー熱など重篤な感染症のアウトブレイクが発生しており、早期発見、早期封じ込めのための簡易な診断法の開発と持続的に運用できる早期警戒・対応システムの構築と普及が課題である。

かかる状況を受けて、JICAはケニア側の要請に基づき、2012年から2017年に地球規模課題に対応する科学技術協力(SATREPS)「黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築プロジェクト」を実施し、感染症の早期封じ込めに向けたポイント・オブ・ケア(Point-of-Care: POC)テストを含む迅速診断法の開発と病原体確定診断を行うリファレンス機能の強化、そして黄熱病とリフトバレー熱のアウトブレイク早期警戒・即時対応メカニズムの構築を目的として、携帯電話のSMSを利用したアウトブレイク警戒システム(mSOS; mobile SMS-based disease outbreak alert system)を開発し、試験的な導入に成功した。2014年からは全国化に向けて同システムの国の保健情報システムであるDHIS(Demographic Health Information System、ケニア中央保健省とカウンティ・サブカウンティ保健局で使われている情報システム)への移行、関連研修教材の改訂、カウンティ・サブカウンティ向けの研修を実施してきた。今後、このシステムを全国展開していくには、地方分権化したカウンティ・サブカウンティ保健局との連携や疑い症例を報告する各医療施設の積極的参加を促すための支援が不可欠である。

また、ケニアでは、2016年5月に、公衆衛生危機の監視と対応のための緊急オペレーションセンター(EOC: Emergency Operation Center)が新設されたことから、mSOSとEOCとの連携を図り、保健省の公衆衛生危機早期対応能力強化に資する支援が求められている。加えて、WHO-AFROがアフリカ諸国に導入したIDSR(Integrated Disease Surveillance and Response)との相乗効果とともにIHR(国際保健規則)実施の促進も期待されている。

こうした状況の下、ケニア保健省は「黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築」プロジェクトの成果を踏まえ、2017年に個別専門家「疾病サーベイランスアドバイザー」を要請した。本専門家は、上述したアウトブレイク警戒システム、mSOSとIDSRの相互連携を促進しながら、疾病サーベイランスシステムの全国的な普及および周辺国への展開支援、さらにはアフリカCDCの東アフリカ域内のRCC(Regional Collaboration Center)との連携促進を目的として派遣される。

なお、普及展開されるアウトブレイク早期警戒システムモデルは、ケニアのみならず東アフリカ諸国の社会経済インフラ状況にも即したものであることから、各国の感染症対策に貢献することが期待される。

1. ケニアにおいて、mSOS/IDSRを用いた疾病サーベイランスシステムが全国的に稼働・普及す

プロジェクト目標

- る。
2. 疾病サーベイランスシステムから得た情報に基づき、早期および複数セクターによる迅速な対応が促進される。
3. ケニアで開発したmSOS/IDSRシステム・ツールの有効性が、東アフリカ地域およびサブサハラアフリカ地域に広く周知される。

成果

1. mSOS/IDSRの全国運用が開始され、その使用率や情報の質が改善する。
2. mSOS/IDSRに対するケニア国保健省の他部署や他ステークホルダーの理解が深まり、相互の情報交換や調整機能が強化される。
3. mSOS/IDSRの実証研究を行い、研究結果がケニア以外の国や地域へ発表され、東アフリカRCCとの連携が強化される。

活動

- 1.1 国内の疾病パターンのモニタリングを実施する。
- 1.2 全国運用に伴い、国内のmSOSの利用状況（報告時の迅速性やデータの包括性・正確性など）の定期的なモニタリング、問題点の洗い出し、課題解決のための研修や研究の提案および実施を支援する。
- 1.3 関連する疾病サーベイランスやアウトブレイクタスクフォースに参加し動向を分析し、早期対応・早期解決への技術的提言をおこなう。
- 2.1 国内・サブサハラアフリカ域内で疾病サーベイランス分野の活動を支援している他のステークホルダーのマッピングと動向調査を実施する。
- 2.2 ケニア国立公衆衛生院（NPHI）内に設置した緊急オペレーションセンター（EOC）とmSOS/IDSRの相互連携・データ連動に向けて助言をおこなう。
- 2.3 ケニアにおけるIHR自己・外部評価実施を支援する。
- 3.1 OS/IDSRの実施状況のモニタリングデータ分析や実証研究を通じて、様々な視点から質的・量的評価を実施する。
- 3.2 3.1の研究をアフリカ、グローバルレベルの会議や学術誌にて発表する。
- 3.3 疾病サーベイランスの域内連携を強化するため、RCCと協調し関連活動に参加・助言し、域内ネットワークの構築を図る。



有償技術支援－有償専門家

2019年03月12日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和) 保健円借款案件形成/保健財政協力専門家
(英) Health Finance Policy Advisor

対象国名 ケニア

分野課題1 保健医療-保健医療システム

分野課題2

分野課題3

分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 -

開発課題 -

協力期間 2017年11月01日 ~ 2019年11月30日

プロジェクト概要

背景

ケニア政府は、国家開発計画である「Vision 2030」で、公正で費用負担可能な質の高いヘルスケアの提供を目標に掲げ、2015年の大統領年次教書演説においてもUHCに向けた関連事業の展開について言及するなど、UHCの達成に強くコミットしている。また、UHCは、2016年のTICAD VIナイロビ宣言の優先分野の一つである「質の高い生活のための強靱な保健システムの促進」の中でも重要な位置を占めている。

JICAは、2012年に「ケニア保健セクター情報収集・確認調査」を実施し、ケニアにおける保健財政及び医療保障分野の現況を明らかにすると共に、同国の保健セクターの協力方向性をUHC達成支援に定めることとした。同調査の結果に基づき、2013年には「保健円借款案件形成/保健財政協力【有償勘定技術支援】」(単独型)が派遣され、ケニアにおける保健財政の現状、具体的には財源や支出内訳、国家病院保険基金の財政状況及び給付内容・加入率、その他の医療保障プログラムや世銀をはじめとする他ドナーのUHC支援内容、資金フロー等を調査し、UHC分野での円借款案件概要や実施方針に対し提言をまとめた。

その後保健省に派遣された長期専門家「UHCアドバイザー」による情報収集、JICA本部による調査等を通じ、「UHC達成のための保健セクター支援政策借款」が形成され、2015年8月17日に交換公文・借款契約の調印を行った。

上記円借款では、UHC達成のために優先的に実施すべき重点施策を「政策アクション」として定め、同アクションの達成を以てディスパースが行われる形態をとり、主に①UHC関連政策文書(UHCロードマップ、保健財政戦略等)の策定、②UHC関連プログラム(産科無料サービス、健康保険補填プログラム、一次保健施設の成果連動型資金プログラム)のマニュアル作成とケニア政府予算の確保、③カウンティ政府を主体とした保健システムの強化の3区分から政策アクションを選定した。また、世銀の「Health Sector Support Programme」(Additional Financing)と対象UHCプログラムや指標を同一のものとし、ケニア側の政策にアラインすると同時に、合同で関連プログラムの進捗がモニタリングできるよう留意した。

UHC支援を本格的に開始し3年半が経過したことから、本専門家は、こうした借款で支援するUHC関連プログラムの進捗や課題、今後の方向性のほか、ケニアにおける保健財政政策・戦略を随時整理・分析、次期円借款の形成支援を行い、継続的にUHC関連案件を支援することを目的として派遣される。

プロジェクト目標 1.ケニア保健省による、UHC達成に向けた保健財政政策・戦略の策定および実施を支援する。
2.JICAの協力するUHC関連プログラムの支援、助言を行い、特に既往の円借款事業「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款」のフォローアップ及び新規円借款案件形成を行う。
3.ケニア保健省がUHC関連プログラムの進捗状況を取り纏め、日本政府や他ドナーへ進捗を提示することができるよう支援する。

成果	1.保健省により、UHC達成に向けた保健財政戦略などの取組みが、関連省庁やカウンティ政府などのステークホルダーとの連携の下、計画、実施される。 2.保健省により、地方分権下でのUHCにかかる政策、戦略、モニタリングフレームワークが構築される。 3.保健省により、既往の円借款事業「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための保健セクター政策借款」が適切にモニタリングされる。 4.保健省により、ケニアの保健セクターの現状及び今後の展望について、ケニア国内外の関係者の理解を促進すべく、随時情報発信がなされる。 5.保健省より、UHC支援のための次期円借款事業(案)が要請される。 6.ケニア政府関係者が、UHC達成に向けた保健システム強化などの人材育成の機会を得る。
活動	1.UHC達成のための政策策定・実施支援 1.1UHC達成のための保健セクター中期計画、UHCロードマップや関連調査を含む保健財政戦略・政策の計画、実施を支援する。 2.UHC達成に向けた進捗のモニタリング・評価 2.1UHCの進捗状況、特にSDGsにかかる分野や国内の現況のモニタリング・評価を促進する。 2.2ケニアにおけるUHC達成に向けた取り組みの課題・障壁にかかるデータや情報を収集・分析する。特に、下記2点の情報収集・分析を行う。 (i)地方分権下での保健サービス提供やカウンティレベルにおける保健予算割当、(ii)効果的な公共財政管理システム及びカウンティの保健システム強化を支援するためのドナー資金のフロー。 2.3TICAD VIIにて表明されたUHC推進にかかる保健省の取組みを支援する。 3.ケニアの保健分野における技術的助言 3.1ケニアにおけるUHC達成に向けた保健システム強化の領域に関するJICAの支援戦略、実施(円借款、カウンティ保健システムマネジメント強化、本邦研修)について提言を行う。 3.2「UHC達成のための保健セクター政策借款」のフォローアップを支援する。保健省が指標の達成度合いを進捗報告書に纏めることを支援する。 3.3他ドナーの支援による、保健財政・サービス改善にかかるプログラム(特に世銀、DANIDA、KfW)の進捗、情報を随時収集する。 3.4UHC支援のための新規円借款案件の形成案を検討する。 3.5ケニアにおけるUHC政策策定・実施を強化するための研修案(本邦研修、第三国研修)を保健省と協議する。 3.6計画、マネジメント、モニタリング・評価にかかる関係者・パートナー間の調整および連携強化を促進すべくJICA事務所と保健省へ技術的助言を行う。 4.UHCプログラムの対外発信支援 4.1ケニア政府がSDGsやUHCに向けた取り組みの進捗や課題を国内外へ対外発信していくよう支援する。



技術協力プロジェクト

2019年02月14日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト (英) Project for Organizational Capacity Development for Devolved County Health Systems in Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健システム強化プログラム
援助重点課題	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
開発課題	保健システム強化
プロジェクトサイト	ケニア国全域(全47カウンティ)
署名日(実施合意)	2014年07月08日
協力期間	2014年10月20日 ~ 2019年10月19日
相手国機関名	(和) 保健省
相手国機関名	(英) Ministry of Health

プロジェクト概要

背景	The Kenya Health Policy 2012 – 2030 gives directions to ensure significant improvement in overall status health in Kenya in line with the country's long term development agenda, Vision 2030 and the Constitution of Kenya 2010. It demonstrates the health sector's commitment, under government stewardship, to ensuring that the Country attains the highest possible standards of health, in a manner responsive to the needs of the population and realization of fundamental human rights. It focuses on ensuring equity, people centeredness and participatory approach, efficient, multi-sectoral approach and social accountability in delivery of health care services. The Constitution of Kenya 2010, introduces a devolved system of government which would enhance access to services by all Kenyans, especially those in rural and hard to reach areas. At this juncture, the capacity of the Ministry of Health was strengthened particularly in leadership, governance, strategic management and efficient planning and monitoring. Sub-national management functions at County and Sub-county levels have been strengthened to allow them to better facilitate and supervise service delivery, though this mandate has been exercised differently in the various provinces/regions, and districts in the context of decentralization by devolution of the central level Ministry of Health. 【別紙へ】
上位目標	To contribute to the achievement of universal health coverage with equitable and accessible health service delivery in Kenya.
プロジェクト目標	To foster leadership and managerial capacity in County and Sub-County Health Systems in Kenya
成果	1. To support organizational development of "County Support Unit" in MOH. 2. To foster "Health Systems Management" for County and Sub-county Health Management

	Teams.
	3. To foster “Service Quality Management” for County Referral Hospitals and Model Health Centers.
	4. To disseminate lessons-learned and best practices experienced by the Project locally in Kenya and externally in the Sub-Saharan Africa region.
活動	1. To support organizational development in “County Support Unit” in MOH 1.1 To identify County Support Unit and develop TOR/COC for effective implementation 1.2 To establish working mechanism to guide County Health Systems 1.3 To develop M&E tools for management of County Health Management Systems 1.4 To develop mechanism and tools for support supervision for County Health Management Teams 1.5 To build the leadership and management capacity for County Support Unit. 1.6 To conduct regular supportive supervision to County Health Management Teams 1.7 To update the information and articulate best practices in County Health Systems and Management 【別紙へ】
投入	
日本側投入	4 Japanese Long-term experts ? Chief Advisor ? Health Systems Management Training Advisor ? Service Quality Management Advisor (Gemba-Kaizen) ? Project Coordinator/Procurement Advisor
相手国側投入	Project implementing cost (In-service training, supervision, publication etc.) 5 Counterpart Training in Japan each year (County Directors) Minor rehabilitation and equipment support to 8 branches of Kenya Medical Training College (KMTC) (max 15,000,000 Ksh each year) Government of Kenya assigns Project Director (MOH), Manager (MOH) and Field Manager (County Directors). Avails Project Office and Implementing Officers. GOK shares the cost of implementing project activities on demand basis
実施体制	
(1)現地実施体制	MOH County Support Unit (main implementing agency) MOH Human Resource Development Unit and other relevant units County Directors and Health Management Teams (47) County Referral Hospital Directors (47), Model Health Center in Charges (250) KMTC and 8 major branches (Nairobi, Mombasa, Kisumu, Nakuru, Nyeri, Kakamega, Machakos, Erdolet) **Partnership with USAID, especially Leadership and Sustainability Management Project by Management Science for Health (MSH).
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)Related aid activities by Japan (Name of related projects / cooperation activities implemented by Japan and explanation of relationship with the Project) “Project for Strengthening Management for Health in Nyanza Province”, known as JICA SEMAH Project that (July 2009 – June 2013). The Project aims at enhancing “mindset change” in organizational capacity development through Whole Systems Approach in strengthening the overall health systems in an autonomous and self-reliant manner.



草の根技協(支援型)

2019年03月06日現在

本部／国内機関 : 九州国際センター

案件概要表

案件名	(和)ケニア国における医療検査診断技術向上プロジェクト (英)Improving the medical laboratory diagnosis in Kenya Project
対象国名	ケニア
分野課題1	保健医療-その他保健医療
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケニア国ナイロビ市
署名日(実施合意)	2016年06月02日
協力期間	2016年06月06日 ~ 2019年05月31日
相手国機関名	(和)ケニヤッタ国立病院
相手国機関名	(英)Kenyatta National Hospital
日本側協力機関名	一般社団法人 共生の会
プロジェクト概要	
背景	ケニア共和国に於ける医療・保健・福祉レベル(設備・技術・教育レベル等ハード面ソフト面双方において)は、日本と比較するとはるかに低水準である。首都であるナイロビ市内の公立病院に於いてさえ、未だに先進国並みの医療機器・医療技術や医療制度は十分に整備されていない。また、医療者として患者への接遇(配慮)、安全、安心な医療提供が乏しい現状であり、意識改革が必要である。そこで、事業終了後もケニア人医療従事者が主体性を持って活動を継続できるよう、ケニア人医療従事者の要望に応じた活動を実施することで、医療環境改善の重要性を理解してもらい、意識改革に繋げていくものである。ひいては、ナイロビ市内及び周辺住民に質の高い医療検査・診断の提供が可能となり得る。
上位目標	ナイロビ市内及び周辺住民に質の高い医療及び検査・診断が提供される。
プロジェクト目標	ケニヤッタ病院及び周辺医療施設の医療従事者の医療サービス質向上に関する意識が改革される。
成果	0.講習会のプログラム(立案、実行、改善含む)が構築される。 1.講習会で取り上げられた内容に関する技術力(排泄ケア・清潔ケア等)が向上する。 2.講習会に参加したケニア人医療技術者に日本の医療技術が周知される。 3.国際協力に対する理解が進む
活動	0-1日本より医療従事者を派遣し、ケニアに於ける医療従事者の現状のレベルを把握、分析する。 0-2上記結果に基づいて、講習会を立案、実行、改善する。 1-1日本人医師が、ケニア人消化器科医師に、上下部消化管トレーニングシミュレーター(事業実施団体所有)を使用して、講習会を行う。 1-2日本人看護師が、ケニヤッタ国立病院及び周辺医療施設の看護師に、安楽なおむつ交換方法の講習会を実施する。

1-3日本人セラピストが、ケニヤッタ国立病院及び周辺医療施設の看護師及びセラピストに、車椅子への安全な移乗の講習会を実施する。
 1-4日本人臨床工学技士が、ケニヤッタ国立病院及び周辺医療施設の医療従事者（主に透析専門看護師）に、透析技術の講習会を実施する。

2-1本邦研修を実施する。
 2-2テーマ別の講習会を自身で実施する。

3-1日本国内でケニア活動報告会を実施する。

投入

日本側投入

【人材】医師、看護師、セラピスト、臨床工学技士、現地国内調整員
 【機材】⇒事業実施団体負担
 ・上下部消化管トレーニングシミュレーター
 ・Endoscopy
 【教材】⇒事業実施団体負担
 ・講習会資料等

相手国側投入

・ケニヤッタ国立病院および周辺医療施設の医療従事者（医師・看護師・セラピスト等）

外部条件

【上位目標達成に影響を与える阻害要因】理解したケニア人医療従事者が離職しない。
 【プロジェクト目標達成に影響を与える阻害要因】医療従事者の大規模なストライキが起こらない。
 【アウトプット達成に影響を与える阻害要因】本邦研修に参加したケニア人医療従事者が離職しない。

実施体制

(1)現地実施体制

◆相手国協力機関:ケニヤッタ国立病院
 ◆事業実施団体の人員配置・連絡体制:プロジェクトマネージャー及びプロジェクトサブマネージャーを定期的に配置。
 また、現地調整員1名、国内現地業務調整員:1名、国内会計・調整・事務担当1名の他、協力医療機関より現地教育、国内教育担当として6名を交代で配置。

(2)国内支援体制

国内調整員1名

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

JICA技術協力プロジェクト
 ・地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト
 2014年10月～2019年10月

 ・黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築
 2012年1月～2017年1月

 ・コミュニティヘルス戦略強化プロジェクト
 2011年10月～2014年9月

 エイズ対策強化プロジェクト フェーズ2
 2010年1月～2014年1月



技術協力プロジェクト

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) トウルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト (英) Project on Enhancing Community Resilience against Drought through Sustainable Natural Resources Management and Livelihood Diversification
対象国名	ケニア
分野課題1	水資源・防災-総合的水資源管理
分野課題2	農業開発-灌漑・排水
分野課題3	自然環境保全-持続的森林管理
分野分類	農林水産-畜産-畜産
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	気候変動対策
署名日(実施合意)	2016年11月14日
協力期間	2017年02月01日 ~ 2022年01月31日

プロジェクト概要

背景	国土の8割を乾燥・半乾燥地が占めるケニア国では近年、干ばつや洪水などの自然災害が連続的に発生し、牧草地帯の減少により牧畜民の生活基盤が不安定化しており、洪水・干ばつ対策や自然資源管理などへの対応が喫緊の課題となっている。 特に2010年秋以降に深刻化したアフリカ東部の「アフリカの角」と呼ばれる地域(ジブチ、エチオピア、ケニア及びソマリア)の干ばつは、過去4年間にわたり、ケニアではトウルカナ郡を含む北部地域を中心に380万人以上が被災した。 ケニア国内で最も貧困率の高いトウルカナ郡では、乾燥地のため人口の60%が牧畜を生業としており、地下水や自然草地など自然資源への依存度が高いことから、来たるべき干ばつへの備えとしてのレジリエンス(強靱性)向上に資する持続可能な自然資源管理(地下水利用と自然草地管理)とともに、脆弱性軽減のための生計手段の多様化が求められている。 加えて、2013年の総選挙以降本格化した地方分権化及び中央省庁再編の結果、これら対策の実施主体が郡政府となったことから、郡政府の実施能力向上が急務となっている。 かかる状況の下、ケニア政府は我が国に対し、牧畜民コミュニティにおける持続可能な自然資源管理(地下水利用と自然草地管理)と生計手段の多様化に取り組みからなる、トウルカナ郡における干ばつに対するレジリエンス向上を目的とした本事業を要請した。
上位目標	トウルカナ郡において確立された干ばつレジリエンス向上のためのアプローチが、国内の他の乾燥地・半乾燥地において適用される。
プロジェクト目標	トウルカナ郡において干ばつへのレジリエンスが向上する。
成果	成果1: 対象コミュニティにて持続可能な自然資源管理がなされる。 成果2: 対象コミュニティにてアクションプランに基づく生計多様化活動が実行される。 成果3: トウルカナ郡政府職員の干ばつ管理に関する能力が向上する。
活動	1-1 i) 自然資源管理、ii) 政府職員的能力、iii) ECoRADより享受した教訓に関する全般的な現状のギャップアセスメントを行う。 1-2 水資源開発(水資源ポテンシャル調査に基づく)並びに牧草地創出／開発に係る戦略的な活動実施箇所の選定を政府との合意の下で行う。 1-3 活動1-2に基づき、深井戸設置／開発を行う。

- 1-4 活動1-3に基づき、持続的な飼料作物生産や牧草地の再生を行う。
- 1-5 活動1-3、1-4に係る持続的な自然資源管理および運営維持管理に関する対象コミュニティの能力強化プログラムを実施し、モニタリングを行う。
- 2-1 代表的な既存の干ばつ管理に係るコミュニティアクションプラン(CAP)の妥当性に関し、レビューを行う。
- 2-2 選定したコミュニティにおける干ばつ管理に係るCAPの策定／改定を生計多様化の観点で行う。
- 2-3 選定したコミュニティにおけるCAP(活動2-2)に基づき、優先順位の高い活動を行う。
- 2-4 選定したコミュニティにおける収入創出活動の実施状況に関するモニタリング・評価を行う。
- 3-1 トウルカナ政府職員に対する干ばつ管理に関する能力強化プログラム(CAP策定、持続的な自然資源管理とその維持管理、等)を行う。
- 3-2 地方分権に基づくカウンティ政府体制において活動3-1に関するナレッジマネジメント、モニタリング、フォローアップ(OJT等)を行う。



個別案件(専門家)

2019年03月13日現在

在外事務所 : ケニア事務所
本部/国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名 (和)水資源管理アドバイザー
(英)Water Resources Management Expert

対象国名 ケニア

分野課題1 水資源・防災-総合的水資源管理

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-公益事業-公益事業一般

プログラム名 給水・水資源管理プログラム

援助重点課題 環境保全

開発課題 水資源保全

プロジェクトサイト ケニア国全土

協力期間 2016年12月01日 ~ 2019年06月30日

相手国機関名 (和)水資源管理庁

相手国機関名 (英)Water Resources Management Authority

プロジェクト概要

背景

ケニア国において、一人あたりの水資源賦存量は、人口増加に伴い、2010年の1093m³から2030年には475m³に減少すると推計されている。また、国の8割が乾燥・半乾燥地域を占めるため、水資源の保全・開発・管理が重要課題となっている。加えて、世界的な気候変動による影響は、ケニア国においても大きな問題となっており、近年、エルニーニョ現象やラニーニャ現象も伴い、洪水および旱魃のリスクが増加してきているとされている。

ケニア国は、流域単位での水資源管理を実施するために、2002年策定の水法のセクターリフォームを通じて、水灌漑省の傘下に、水資源管理全体の実施機関である水資源管理庁(以下、WRMA(Water Resources Management Authority))を設置している。WRMAは、水への持続的なアクセス及び公平な分配を保証し、環境の持続可能性を確保しつつ、水資源の効率的かつ効果的に管理、規制及び保全することを使命としている。WRMAは、モニタリングにより水資源の量と質を正確に把握・評価し、水利権の許認可を通じて、水資源の公平な配分に努めてきている。

我が国は開発計画調査型技術協力「ケニア国全国水資源マスタープラン2030策定プロジェクト」を実施し、WRMAの水資源管理能力強化のためのアクションプランの策定を支援している。同プランにおいて、流域ガバナンスの強化のための各地域事務所の強化、水文情報マネジメント強化、洪水及び渇水災害管理の改善などが早期にかつ優先的に実施すべき活動として提案されている。

その後、WRMAは、水文観測体制の強化や流域管理戦略やサブ流域管理計画の策定を実施し、ケニア国における水資源管理の強化を行ってきている。しかしながら、依然として、水文データの収集、評価、分析が十分な水準に至っておらず、データ管理も低い水準となっている。また、水文データは、WRMAの任務である水配分の決定や水資源の現状把握の際においても必要不可欠な情報のひとつである。これらの状況から、表流水モニタリングを担当するWRMA職員の能力を強化し、水資源管理の強化を図ることが必要となっている。

上位目標 WRMAによる水資源管理能力が強化される。

プロジェクト目標 WRMAによる水文情報マネジメント能力が強化される。

成果 1)水文観測体制が強化される。
2)気象・水文データベース管理が強化される。
3)我が国のODAで実施された水資源管理プロジェクトの成果がケニアにおいて定着・普及される。

活動 1-1)主要河川、湖沼及び湧水において、代表観測地点の設定を支援する。
1-2)気象・水文モニタリングネットワークの見直しを支援する。
1-3)水位流量曲線作成のための支援を行う。
1-4)気象・水文観測所の運用改善に向けた支援を行う。
1-5)水文観測に使用する機材の研修を行う。
1-6)河川維持流量の設定を指導する。
2-1)気象・水文データベースの現状把握を行う。
2-2)気象・水文データベースの改善に向けた支援を行う。
3-1)ケニア国における我が国の将来の水資源管理プログラムについて助言を行う。
3-2)研修が必要な課題を特定し、研修プログラムを作成する。

投入

日本側投入 ・短期専門家 1名 16.0M/M
・機材(水位計、流速計、GPS等)
・現地再委託(地形測量、水位計設置、流量観測)
相手国側投入 ・WRMA事務所内の執務スペース(机等含む)
・カウンターパートの配置(人件費含む)

実施体制

(1)現地実施体制 水灌漑省 水資源管理庁

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
・「全国水資源マスタープラン2030策定プロジェクト」(2013年10月完了)
・「洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力強化プロジェクト」(2014年9月完了)
2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
・GIZによる支援



技術協力プロジェクト

2019年02月22日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)無収水削減能力向上プロジェクト (英)The Project for strengthening capacity in Non-Revenue water reduction
対象国名	ケニア
分野課題1	水資源・防災・都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	給水・水資源管理プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	水資源保全
プロジェクトサイト	全国
署名日(実施合意)	2016年03月07日
協力期間	2016年10月01日 ～ 2021年09月30日
相手国機関名	(和)環境・水・天然資源省、水サービス規制委員会、ケニア水研修所、カウンティ行政 体
相手国機関名	(英)Ministry of Environment, Water and Natural Resources, Water Service Regulatory Board(WASREB), Kenya

プロジェクト概要

背景	ケニア政府はVision2030において、無収水率を全国平均20%まで削減することとしているが、現在の無収水率は46%(2013WASREB)と報告されており依然として高い無収水率となっている。また、全国水資源マスタープラン2030において、気候変動の予測を踏まえた持続的利用可能な水資源量は人口増加と共に不足することが懸念されており、水の効率的な利用や水資源の開発の必要性が提言されている。 無収水削減対策は水の効率的な利用のために重要であり、また、国家財政の損失でもあるため、水道事業体の経営改善の観点からも至急の対応が望まれている。JICAは2014年10月まで無収水管理能力向上プロジェクトを実施しており、無収水削減に係るガイドライン、マニュアル、ハンドブックを作成し、水道事業体が無収水状況の自己評価に基づく無収水削減計画の策定をするための全国的基準を定めた。また、同計画策定に必要な技術的な人材育成のためのKEWI(Kenya Water Institute)による無収水対策研修コースの策定もあわせて行ってきた。 本プロジェクトはその後継案件として、水省主導による水道事業体の基礎的運営維持管理体制の強化と、KEWIの無収水対策研修コースによる技術補完により、全国の都市水道事業体の無収水率の削減を持続的に実現していくことを目指すもの。
上位目標	全国の水道事業体において無収水率が低減する。 指標: 2030年までに全国のUrban WSPの無収水率が15%まで低減する。
プロジェクト目標	無収水削減計画に基づき、Urban WSPによる無収水率低減事業が戦略的かつ継続的に実施される。 指標1: 2020年までに対象Urban WSPの平均無収水率が20～25%に低減する。 指標2: 2020年の予算年度において対象の全Urban WSPにて無収水削減計画に基づく予算措置がなされる。
成果	(1) KEWIの無収水削減研修の実施能力が向上する。 指標1: 対象の全Urban WSPが無収水削減研修を受講する。

	指標2;無収水削減研修コースが新設・改訂される。 (2) Urban WSPによる無収水削減計画が実施される。 指標1;対象の全Urban WSPのメーター率が100%となる。 指標2;少なくとも15のUrban WSPにて3ヶ月以上のOn-site Trainingが実施される。 指標3;対象の全Urban WSPにて無収水削減計画が策定される。 指標4;対象の全Urban WSPにて少なくとも1つのDMA内にてパイロット事業が実施される。 (3) 無収水削減基準に沿ったモニタリング・評価能力が向上する。 指標1;毎年1回の無収水削減基準に係るWSの開催 指標2;各種WARISの指標の正確度、IMPACT ReportにおけるScoreの上昇度 指標3;無収水削減基準改訂への提言
活動	1-1. Leading WSP等のリソース人材を特定し活用を計る。 1-2. 給水域でのOJT研修への協力をLeading WSPより取り付ける。 1-3. WSPに対し無収水対策研修(モジュール1~3)を実施する。 1-4. WSPの状況に応じ、個人研修・技術補完研修を計画・実施する。 1-5. 各WSPでの無収水削減計画のモニタリング・評価結果より、研修内容の評価を行う。 1-6. 評価結果を基に、研修内容を改善或いは新たな研修コースを策定する。 1-7. 改訂或いは新設された研修コースを実施する。 2-1. KEWIの無収水対策研修・WASERBの無収水削減基準の普及活動に参加したWSPに対し、無収水削減の前提となる基礎的準備の実施を促進する。 2-2. 基礎的準備の状況に応じ、On-Site TrainingをCountyと共に実施する。 2-3. County及びWSPと共に水道事業に係る給水域の現況を把握する。 2-4. 現況把握に従い、WSPによる無収水削減計画の策定を支援する。 2-5. WSPの無収水削減計画の実施に必要な技術的・資金的支援に関する、所轄WSB/CountyおよびKEWIへの申請を促進する。 2-6. WSPの申請に基づき、WSPの無収水削減計画の実施を支援する。 2-7. モニタリング・評価結果に基づき、WSPの無収水削減計画を適宜修正し、実施を促進する。 3-1. WASREBと共に、無収水削減基準に関する普及活動を継続して実施する。 3-2. 無収水対策に係る取り組みをまとめ、上水セクター関係者および住民向け啓発活動を実施する。 3-3. 各WSPの無収水削減をWASREB/WSB/Countyと共にモニタリングを行い、各種指標の収集を行う。 3-4. 各種指標の精度をWASREBと共に確認し、IMPACT Reportに反映する。 3-5. 各WSPの無収水削減計画の進捗をWSB/Countyと共に評価し、無収水削減のための新たなニーズ・課題を抽出する。 3-6. 抽出したニーズ・課題に基づき、WASREBに対し無収水削減基準の改定案を提言する。
投入	
日本側投入	長期専門家4名(チーフアドバイザー、水道事業運営技術アドバイザー、研修アドバイザー／M&E、業務調整／広報) 短期専門家(GIS、機器維持管理、水収支分析等ニーズに応じた技術支援) ローカルコンサルタント(水道事業体の基礎的水道事業運営に関するOn-Site指導) メーター等基礎的水道事業運営に必要な機材(各地での試験事業開始に必要な最低限の仕様・数量) 本邦研修あるいは第三国研修(カンボジア、フィリピン等のJICAの他国優良事例) モニタリング・評価調査
相手国側投入	環境・水・天然資源省内の無収水技術支援ユニット(案)の設置とカウンターパートの配置 KEWI内の無収水対策研修ユニット その他必要な支援要員、技術スタッフの配置 執務スペースおよび必要なオフィス機器 省関連機関およびカウンティによる各事業体の無収水削減事業に必要な予算・資金
外部条件	(1) Preconditions ・無収水削減基準が公式に認定される。 ・無収水技術支援ユニットが水省内に公式に立ち上げられる。 ・KEWIによる無収水削減研修のカリキュラム・コースが継続して実施されている。 (2) Assumptions ・水法2014の制定・移行期にあわせた速やかな実施体制の変更・承認。 ・申請し、受理された資金申請に対し、ケニア政府およびカウンティ政府が着実に予算を執行する。
実施体制	
(1)現地実施体制	環境・水・天然資源省は、省内に水サービス局長をユニット長とする無収水技術支援ユニットを形成し、WASREB、KEWI、優良水道事業体等のリソースと協力し、全国の水道事業体の基礎的な水道事業運営(管路図の作成、メーターの設置・測定・検針、水収支計算、自己分析)に係る技術指導を実施する。 KEWIは基礎的な水道事業運営を行う水道事業体に対し、無収水対策研修を実施する。その際、優良な水サービス委員会や水道事業体と協力し、優秀な水道事業体技術者の講師としての活用や、水道事業体の現場でのOJT研修を実施し、水道事業体の無収水削減計画の立案および実施を支援する。 カウンティ政府と水サービス委員会は、水道事業体が立案した無収水削減計画や関連活動に対し予算を確保し資金支援を行い、水道事業体の活動のモニタリングを実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
無収水管理プロジェクト(2010年～2014年)等
都市給水事業(ナロック、カプサベット、エンブ、メルレー)

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
水セクター技術会合では、無収水タスクを形成し、ドナー間での情報共有および省庁・関係機関・カウンティ政府への無収水対策に係る提言を行っている。これらの活動に関連し、世界銀行やオランダ開発公社(SNV)が一部の都市を対象とした無収水活動を実施している。また、GIZはWASREBを支援し、各種水道事業に関する指標の精度向上と技術支援のほか、水サービスに関する政策支援を実施している。



個別案件(国別研修(本邦))

2019年02月20日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)ケニア競争庁能力強化プロジェクト (英) Training Project for the Capacity Development of the Competition Authority of Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	ガバナンス-その他ガバナンス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	産業振興・貿易投資促進プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	民間セクターの開発
プロジェクトサイト	日本
協力期間	2017年07月01日 ～ 2019年07月01日
相手国機関名	(和)財務省/ケニア競争庁
相手国機関名	(英) Kenya Competition Authority, National Treasury

プロジェクト概要

背景 経済成長を通じた貧困削減には、貿易・投資を通じた産業振興の促進、雇用機会の創出や所得向上が不可欠であるところ、ケニアは、その長期的国家戦略である「ビジョン 2030」において、2030 年までの中所得国入りを目指し、工業化を目標として産業振興に努めている。またケニア政府は、2030 年まで年間 2 桁の経済成長を目標として掲げ(実質 GDP 成長率 5.6%、2015 年、世銀)、これを達成するため、付加価値商品の生産、生産性向上、新たな市場形成、ビジネス環境整備等、域内貿易を含めた貿易投資促進を経済部門の重点項目としている。

こうした背景から、ケニアでの公正な競争環境を通じたビジネス環境整備を目的に、ケニアは、2010 年に新競争法を制定し、2011 年 8 月には、同法を執行する行政機関としてケニア競争庁(CAK)が財務省傘下に設置された。

CAK はケニアにおける公正競争の促進に係る法制度の整備及び法執行を担うが、法律自体が比較的新しく実務レベルでの運用の詳細が定まっていないこと、組織としての歴史・経験が浅く人材が育っていないこと等の諸要因により、その機能を十分に果たせるに至っていない状況にあり、その能力強化が求められている。そこで、CAK の競争法執行に関する能力強化を行い、ケニアにおける公正競争の確保及びこれを通じた消費者の利益の保護を促進するため、本件国別研修の実施が求められる。

上位目標 ケニア公正競争政策や競争法の円滑な実施を通じてマーケットでの公正な競争が確保され、消費者の生活が保護される

プロジェクト目標 ケニア競争庁の法整備及び法執行能力が強化され、ケニアの競争環境の改善がなされる。

成果 競争法・競争政策に係る以下の各分野等において、CAK の能力が強化される。

- ① 合併分析・審査
- ② 競争効果分析
- ③ カルテル調査

- ④ 立ち入り検査の実施
- ⑤ 証拠収集
- ⑥ 政策分析
- ⑦ セクター分析・市場調査
- ⑧ 政策提言
- ⑨ 市民に対する啓発

活動

1. 上記成果分野において、日本公正取引委員会の協力の下、日本において研修を実施する
2. 研修期間中に、上記分野についてガイドライン/マニュアル(案)を作成する
3. 研修終了後、ケニア競争庁において、ガイドライン/マニュアル(案)のレビューを行う

日本の公正取引委員会の協力の下、以下研修を日本において実施する。

① 本邦研修実施回数:1~3 回程度/年(※) ※2017 年度の第 1 回研修については、課題別研修「競争法・競争政策」への上乗せによる実施とする(対象者数 5 名)。実施期間:約 1 週間 対象者:上記「期待される成果」記載の各課題に対応する CAK の実務担当者及び中堅管理職等 対象者数:約 10~15 名/回

② ガイドライン・実務マニュアル(案)作成支援 メールベースでの助言等による対応を想定。

③ 現地セミナー等による上記ガイドライン・マニュアルの作成・運用についてのレビュー 実施回数:1~2 回/年 実施期間:約 2~3 日間 派遣予定:公正取引委員会の担当者等 2~3 名/回

投入

- | | |
|--------|---|
| 日本側投入 | 同研修に年10名参加するための研修費用(渡航費、日当宿泊、講師代、国内移動費など) |
| 相手国側投入 | 研修終了後のケニア国内でのレビュー活動に係る費用 |

関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
課題別研修「競争法」
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
英国・南ア競争庁などを通じた技術支援



草の根技協(パートナー型)

2019年03月16日現在

本部／国内機関 : 関西国際センター

案件概要表

案件名 (和)民族対立緩和のためのケニア国立博物館におけるICT異文化理解教育ファシリテータ育成事業
(英).

対象国名 ケニア

分野課題1 平和構築-その他平和構築
分野課題2 教育-その他教育
分野課題3 市民参加-市民参加
分野分類 人的資源-人的資源-人的資源一般
プログラム名 プログラム構成外
援助重点課題 -
開発課題 -

プロジェクトサイト ナイロビ及びキスム
署名日(実施合意) 2018年02月16日

協力期間 2018年03月30日 ~ 2021年06月30日

プロジェクト概要

背景 ケニアは国内での民族対立が激しい。同国は、民族融和のため行政改革を行う一方、市民が非暴力の紛争解決手法を学ぶ重要性を謳う。
ケニア国立博物館(NMK)は、多文化と自然科学を尊重する児童教育を展開している。提案団体は、UNESCOを介し、NMKにてICTを用いた異文化理解教育を試験実施した。成果(現地紙掲載、活動継続要請など)が認められる一方、NMKのノウハウ不足・人材不足等、課題が浮き彫りとなった。
NMKは、特に民族対立が激しいナイロビ及びキスムでの平和教育充実の必要性を認識しており、近隣学校と協力した国内の部族間の異文化理解教育を求めている。

上位目標 ケニアに19か所の博物館を傘下に有するケニア国立博物館においてICT異文化理解教育ファシリテータの研修体制が構築される。

プロジェクト目標 ケニア国立博物館(NMK)ナイロビ館およびキスム館において、ICT異文化理解教育を円滑に運営する研修を受けたファシリテータを育成する仕組みが構築される。

成果 1. NMKの異文化理解教育を実施する組織体制が構築される
2. NMKのICT異文化理解教育ファシリテータが養成される
3. ICT異文化理解教育の定点モニタリングが開催される
4. ケニア人講師によってICT異文化理解教育ファシリテータ研修が実施される

活動 1-1.NMKと事業計画を作成
1-2.NMKの当事業担当者を選定
1-3.NMK、大学、小中学校等の組織から研修者募集体制の構築

2-1.研修マニュアルの作成
2-2.エントリレベル研修を実施
2-3.リーダーレベル研修を実施
2-4.講師レベル研修を実施

3-1.ナイロビにて定点モニタリングの参加児童を募集

- 3-2.NMKがナイロビ館にて児童を交えた定点モニタリングを実施
- 3-3.キスムにて定点モニタリングの参加児童を募集
- 3-4.NMKがキスム館にて定点モニタリングを実施

- 4-1.ケニア人講師が研修マニュアルを改訂
- 4-2.ケニア人講師が研修を実施
- 4-3.ケニア人講師が事業実施運営マニュアルを作成
- 4-4.研修効果のモニタリング(実地およびオンライン)

投入

日本側投入

- a.専門家(異文化理解教育)
- b.専門家(ICT技術者)
- c.現地調整員(ケニア勤務)
- d.調整員(日本勤務)
- e.ワークショップ資機材
- f.プロジェクト実施のための補足経費(講師用指導ガイド試用版の印刷費など)
- g.広報(ニュースレター、プレスリリースなど)

相手国側投入

- a.ケニア国立博物館職員
- b.ワークショップスペース(ネット接続含む)
- c.事務スペース(ネット接続、光熱費・印刷費などの維持経費を含む)
- d.ボランティアスタッフの募集用広報
- e.参加児童の募集用広報
- f.実地研修時の運営費

実施体制

(1)現地実施体制

ケニア国立博物館(National Museums of Kenya; NMKs)のナイロビ国立博物館及びキスム国立博物館が中心となる。

(2)国内支援体制

事業提案団体の(特活)パンゲア(Pangaea)(京都市所在)が、2017年度第1回草の根技術協力事業(パートナー型)案件として実施する。



草の根技協(支援型)

2018年07月21日現在

本部／国内機関 : 東京国際センター

案件概要表

案件名	(和)ケニア共和国マチャコス地方の地域社会における非行少年及び青年の更生保護 活性化事業 (英)Project for Enhancing Community Based Supervision, Rehabilitation and Re-integration of Juveniles and Youthful Offenders in Machakos County, Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	社会保障-その他社会保障
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-その他福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケニア共和国マチャコス地方 アティリバー県及びムワラ県
署名日(実施合意)	2018年07月20日
協力期間	2018年07月21日 ~ 2020年07月20日

プロジェクト概要

背景	ケニアの非行少年の多くは衣食住の基本的ニーズが欠乏した状況から犯罪に走る傾向が強いが、彼らの更生と福祉的ニーズへの支援は少ない。非行少年が社会的に疎外され、反社会的態度や思考をさらに強めることは、若者の過激化と治安悪化をさらに進める不安要因となる。非行が深刻でない子どもや若者については、施設での矯正よりも社会内処遇での更生が望まれる。社会内での更生保護を担当任務としている保護観察局は、地域社会の人材を活用する保護司制度を導入しており、制度定着への意欲がある。保護司活動の活性化のためには、保護観察官の理解促進や官と民(保護司)の連携体制の構築を図る事業が望まれる。
上位目標	ケニアの地域社会における子どもの保護の状況が改善される。
プロジェクト目標	対象地域において、関連行政機関と協力して、地域住民が子どもの保護、少年の更生保護・非行の予防に従事するための実施モデルができる。
成果	1.地域住民及び地域の関連機関の非行少年の更生、人権についての理解が深まり、また保護観察所の業務内容及び任務についても理解が促進される。 2.保護司とその役割が広く認知され、適切な人材が保護司として選出される。 3.保護司の保護観察所への帰属意識が醸成され保護観察官との協力関係と体制が構築される。 4.個別処遇計画の作成を含む研修により、計画作成と保護司の役割の反映が定着化する。 5.日本から保護司専門家を招聘し、日本の保護司制度による少年処遇の効果や諸外国における少年処遇の地域社会の貢献について講義することで、日本の保護司による技術移転がケニアで直接新任の保護司に対して行われる。 6.保護司の報告書提出の体制が整備される。 7.モニタリングにより保護司の活動の実態が把握される。 8.地域ボランティア(VCO,VPO)による少年の非行予防活動形成計画書が作成され実施され、非行予防活動実施後には報告書が提出される。
活動	1-1. 対象地域の行政官を訪問し、事業内容の共有と実施許可の取り付け及び住民集会開催

の協力を依頼を行う。

- 1-2. 準区レベルの地域住民リーダー、学校教員などを呼び共通理解、事業実施の合意形成のための会議を実施する。
- 2-1. 地域住民が参加する準区レベルの住民集会で、保護観察局の業務の紹介、非行少年及び子どもの保護に関する課題について討議し、保護司の資格・条件について説明後、候補者を選出する。
- 2-2. 対象地の保護観察事務所にて保護司候補の最終面接、選考が行われる。
- 3-1. 保護司の新任研修実施のための調整・準備を行う。
- 3-2. 保護観察官も共同で参加する保護司の新任研修を実施する。
- 4-1. 保護観察官、保護司の合同会議にて、個別処遇計画の作成、処遇目標の共有と計画内の保護司の具体的役割について確認する。
- 5-1. 保護司新任研修の中で日本の保護司による講義を行う。
- 6-1. 保護司活動報告、連絡のための様式が作成され、保護司から保護観察所への活動報告の体制ができる。
- 7-1. 保護司の活動地域を訪問し、活動及び課題の確認を行う。
- 8-1. 非行予防の活動計画を進める体制作りの会議を実施し、児童事務所及び保護観察所の保護司・及び担当職員が参加して計画を策定する。
- 8-2. 非行予防活動が実施され、報告書が提出される。

投入

日本側投入

- ・プロジェクトマネージャー(日本人)1名
- ・プロマネ補佐(日本人)1名
- ・現地職員(ケニア人)1名
- ・国内調整員(日本人)1名

相手国側投入

- ・自治省・国家調整 保護観察局(本局)
- ・マチャコス地方保護観察事務所
- ・マチャコス保護観察所
- ・アティリバー保護観察所
- ・マチャコス児童官事務所
- ・アティリバー児童官事務所
- ・ムワラ県知事
- ・アティリバー県知事
- ・ムワラ県対象地区長3名、助役13名
- ・アティリバー県対象地区長2名、助役4名

外部条件

- ・子どもの保護の活動に従事する地域社会の人材の活用に対し必要十分な予算・人員措置が行われる。
- ・ケニアにおける子どもの保護にかかる政策的重要性が失われない。
- ・保護観察局本部より、保護司選考過程、研修実施体制、個別処遇計画の策定とモニタリング、及び報告書提出の体制、非行予防プログラム実施体制についての合意が得られる。

実施体制

(1) 現地実施体制

保護観察局(本局)及び対象地域の保護観察事務所と共に、活動実施に際してはケニア、日本の専門家等、同団体のスタッフが従事する。

(2) 国内支援体制

国内調整員が四半期報告の作成支援・内容確認を行うとともに、プロジェクトマネージャーと現地調整員の事業実施状況をモニタリングする。



有償技術支援－有償専門家

2019年03月14日現在

本部／国内機関 : アフリカ部

案件概要表

案件名	(和)ケニア国運輸交通政策アドバイザー (英)Kenya: Transport Policy Advisor
対象国名	ケニア
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ナイロビ
協力期間	2017年05月22日 ~ 2019年05月21日
相手国機関名	(和)運輸・インフラ省
相手国機関名	(英)Ministry of Transport, Infrastructure, Housing and Urban Development

プロジェクト概要

背景 ケニア政府は、国家開発計画「Vision 2030」において、経済開発を3本柱の一つに据え、それを実現するために道路・鉄道・港湾・空港といった運輸インフラの開発を重点課題の一つとしている。同政府は、Vision 2030の下で、空港の拡張、港湾の浚渫、鉄道建設への着手、道路建設等の着実に実施してきたものの、Vision 2030の中期実施計画「第二次中期計画2013-2017」では、運輸インフラ分野において同期間内に取り組むべき課題として、以下のものが挙げられている。

- ・都市部の交通混雑
- ・急速な都市化及び増加の一途をたどる交通量
- ・道路の維持管理体制の欠如
- ・港湾での長い税関手続き 等

これらを踏まえ、同政府運輸・インフラ省はインフラへの投資や制度改善を積極的な姿勢を見せているが、ドナー・国際機関・民間企業からの多種多様な提案や開発プロジェクト間の優先順位付けや投資効果の検討が十分に行えていない結果、多くの運輸交通計画がとん挫、または遅延してしまっている。各提案や開発計画を整理し、ケニアの運輸交通計画を着実に実施していくことが、高まるインフラ需要に対応していくための喫緊の課題であるものの、そのためには同省の行政能力及び調整能力の向上が課題となっている。また、同省内のインフラ局と運輸局の間や同省と下部組織(ケニア高速道路公社(Kenya National Highway Authority: KeNHA)やケニア都市道路公社(Kenya Urban Roads Authority: KURA)等)間の調整も適切に行われていない状況であることから、同省の行政能力や調整能力の前提として、効率的な組織体制の整備も求められている。

上位目標 ケニアの運輸交通政策及び計画が円滑に実施され同国の運輸交通インフラの整備状況が改善される

プロジェクト目標 運輸・インフラ省の行政能力及び調整能力が向上する

成果

1. 運輸交通政策及び計画の立案に資する効率的な体制が省内で構築される
2. JICAが支援した(支援中の)運輸・インフラ分野のマスタープランが個別の運輸交通政策

の立案に効果的に活用される

3. JICAが支援予定の運輸・インフラ分野の事業(特に運輸・インフラ省及び同省下部組織が実施機関となる事業)が適切に促進・監理される

活動

1. 運輸・インフラ省が持つ運輸交通政策・戦略、開発計画、更には、同省の組織体制等をレビュー・分析する
2. 1. に基づき、必要な改善案を同省に提案する
3. 同省に対して、運輸交通に係る政策立案、制度構築、開発計画策定等の技術指導を行う
4. 同省が行う他援助機関・民間との連絡・調整に対して適切な助言を行う
5. JICAの協力済・協力中のマスタープランや事業(特に同省及び下部組織主管の円借款事業)の円滑な実施を支援する
6. JICAケニア事務所の実施するODAモニタリング会合や運輸交通分野の政策対話の側面支援を行う
7. 同分野に関心のある日本企業に対して情報提供を行う
8. 日本が支援を予定する案件にかかる案件形成促進(関係機関間調整を含む)を行う
9. JICAが支援中のインフラ分野の円借款事業に係る調達・デイスパース支援を行う

投入

日本側投入

1. 専門家
運輸交通政策アドバイザー(直営)24M/M(2017年6月～2019年5月)
2. 在外事業強化費

相手国側投入

- 現地ワークショップ、ローカルコンサルタント、現地調査費 等
カウンターパートの配置、執務室の提供

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・ウゴング道路拡張計画フェーズ1及びフェーズ2
 - ・ナイロビ都市開発マスタープランプロジェクト
 - ・ナイロビ都市公共交通システム整備計画プロジェクト
 - ・ナイロビ高架橋建設・道路拡幅事業
 - ・モンバサ港開発事業フェーズ1、2、及び3
 - ・モンバサ港周辺道路開発事業フェーズ1、2
 - ・モンバサ・ドンゴクンドウ港開発計画策定支援プロジェクト
 - ・北部回廊物流網整備マスタープランプロジェクト
 - ・モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト
 - ・モンバサ港ゲートブリッジ建設事業
 - ・道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクトフェーズ1、2、及び3
- 同セクターは、JICAに加え世界銀行(WB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、EU、中国等が主要ドナー。
- 【ナイロビ】
- ・各ドナーは、道路建設やナイロビ市内を起点とする高速道路の建設を支援。また、WB等がBRT導入のための協力を実施中。
- 【モンバサ】
- ・モンバサ港については、WBがオペレーション・通関等の各種システムの一元化等、港湾の運営維持管理に係る支援を実施中。また、英(Trade Mark East Africa: TMEA)がケニア港湾公社の組織強化や荷役業務効率化への支援を実施中。
 - ・モンバサ周辺では、AfDBが国道A109号線の一部(モンバサ～マリアカニ間)及び海岸沿いの国際幹線道路A14号線(キルフィ～モンバサ～ルンガ・ルンガ間)のF/Sを実施済。また、TMEAがモンバサ港周辺の道路整備の支援を実施中。さらに、中国がモンバサ-ナイロビ間の鉄道建設のための支援を実施中。

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2019年03月16日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト(フェーズ3) (英)Project for Strengthening of Capacity on Road Maintenance Management through Contracting (Phase 3)
対象国名	ケニア
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	広域輸送インフラ改善プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	輸送インフラ整備
署名日(実施合意)	2016年09月02日
協力期間	2016年12月01日 ~ 2019年11月30日
相手国機関名	(和)運輸インフラ省、道路基金、道路公社(高速道路公社、都市道路公社、農村道路公社)、野生生物公社、高速道
相手国機関名	(英)Ministry of Transport and Infrastructure, Kenya Roads Board, KeNHA, KURA, Kerra, KWS, KIHBT, NCA

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における運輸交通セクターの開発実績(現状)と課題
ケニアにおいて中央政府が管理する道路延長は約 16 万 km に及ぶが、うち良好(good)以上の状態の道路は約 4 割に留まる。輸送手段のうち道路交通が 90%以上を占める中、道路網の整備と維持管理は同国の経済成長にとって重要な開発課題である。
ケニアの道路行政は、運輸インフラ省の監督の下、高速道路、都市内道路、村落道路、国立公園内の道路等の道路種別に異なる機関が道路管理を行っている。道路の維持管理作業の多くは民間業者への外部委託により行われているが、道路管理機関の積算並びに契約監理能力は十分ではなく、予算計画・業務計画の未策定、業者調達や維持管理業務そのものの遅延、品質の不均一等の問題が発生している。こうした状況を受けて JICA は、2010 年 5 月から「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」を 2 フェーズに分けて実施した。プロジェクトでは道路維持管理業務への性能規定型契約(Performance Based Contract、以下「PBC」)の導入のため、標準契約書、手順書、積算システム等の作成等に係る協力を実施した。また、本邦の大学が開発した道路状況の簡易な測定器である DRIMS(Dynamic Response Intelligent Monitoring System)の導入等を通じて、道路管理機関が客観的なデータに基づき補修計画を策定できるよう支援した。これまでの支援を通じ、PBC による維持管理が行われる道路延長距離は 2011/12 年度の約 14km から 2014/15 年度の約 1730km へと拡大し、DRIMS を年次道路状況調査の標準測定機器として定めた道路機関も出てきた。各道路管理機関においては、積算ユニットを設立して単価調査並びに積算に係るノウハウを組織内に定着させることを検討中である。
本プロジェクト(フェーズ 3)は、道路管理機関並びに民間建設業者等を対象とした研修コースの立ち上げ等を通じ、これまで 2 フェーズに渡って行われた協力の成果を全国に展開させるとともに、道路管理機関等において公共積算並びに契約監理に係る協力成果を定着させることを目的として、2015 年 9 月に先方政府から要請のあったものである。
(2) 当該国における運輸交通セクターの開発政策と本事業の位置づけ
ケニア政府は、国家開発計画「Vision 2030」において、経済開発を実現するための運輸インフラ開発を重点課題の一つとしている。また「Vision 2030」の中期実施計画を示した「第二次中期計画 2013-2017」で

は、運輸インフラ分野において取り組むべき課題として、道路網の拡張及び道路維持管理の強化が取り上げられている。

(3) 運輸交通セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、対ケニア共和国国別援助方針の重点分野「経済インフラ整備」に位置づけられ、道路維持業務の外部委託に係る先方政府の能力向上に貢献するものである。JICA 国別分析ペーパー(2011 年 4 月)では、道路整備とともに維持管理キャパシティの強化を図るとしており、本事業はこれにも沿ったものである。これまで JICA は「ナイロビ西部環状道路建設計画」(2010 年贈与契約(G/A)締結)、「ウゴンゴ道路拡幅計画」(2012 年 G/A 締結)などの無償資金協力や、「モンバサ港周辺道路開発事業」(2012 年借款契約(L/A)締結)等の有償資金協力を通じて同国内の道路整備を支援してきている。

(4) 他の援助機関の対応

フランス開発庁(AFD)等は、ケニア村落道路公社(KeRRA)に対し、村落道路の建設、維持管理に係る支援プログラム(Road 2000)を実施している。欧州共同体(EU)は、北部回廊を含む道路のリハビリに関する支援を実施している。

上位目標 プロジェクトで開発した道路維持管理手法が建設業界で主流化する

プロジェクト目標 道路維持管理手法が改善されケニアで広く活用されている

成果

- 1 各道路維持管理機関における公共積算能力が向上する
- 指標1-1 積算調査手法が確立し、それぞれの工種の積算単価が更新される(主要工種についてはプロジェクト実施中に確定する)
- 指標1-2 道路公社によるPBC業務全体の80%以上にCOSTES が利用されている
- 2 PBCによる道路維持管理に係る道路管理機関の監理能力が強化される
- 指標2-1 プロジェクト開始 1 年後までに、契約評価が試行される
- 指標2-2 NCA の業者登録に道路維持管理(PBC)が職種区分として追加される
- 3 PBC による道路維持管理に関し訓練機関(KIHBT、NCA、RA 等)の能力が強化される
- 指標3-1 KIHBT による PBC 研修コースが正式なコースとして認定される
- 指標3-2 PBC に関する研修講師が、23 人から 50 人以上に増える
- 4 DRIMS による道路の平坦性調査手法が国内外の道路管理機関に広まる
- 指標4-1 DRIMS による道路性状データが PBC に活用されている
- 指標4-2 DRIMS の研修コースが設置される

活動

- 1-1 PBC 積算データベースシステム(COSTES 2011 及び 2015)をレビューし、改善策を検討する
- 1-2 歩掛、単価調査等に係る標準的手法を検討する
- 1-3 積算調査を実施し、COSTES データベースを改善する
- 1-4 COSTES のソフトウェアを改善する
- 1-5 各道路管理機関におけるコスト積算ユニットの設置に向けたワークプランを作成する
- 1-6 設置された積算ユニットの活動支援を行う
- 1-7 COSTES を利用し道路維持管理のコストの指標化を行う
- 2-1 標準契約図書の改訂のための技術的支援を行う
- 2-2 道路公社による PBC 業務の実施内容について確認し、課題を洗い出す
- 2-3 PBC ガイドラインの改訂を支援する
- 2-4 道路公社に対し契約実績評価を導入のための技術的支援を行う活動2-5 PBC 業者職種区分の設置支援を行う
- 3-1 KIHBT による PBC 研修をモニタリングし、改善のための提案を行う
- 3-2 PBC 研修マニュアル/教材の改訂・更新の支援を行う
- 3-3 PBC に関する普及セミナーを実施する
- 3-4 PBC に関する講師育成研修を実施する 活動3-5 DRIMS に関する講師育成研修を実施する
- 3-5 DRIMS に関する講師育成研修を実施する
- 4-1 道路調査に係る先方実施機関の現状を確認する(調査の現状、使用機器、技術基準等)
- 4-2 上記 4.1 を踏まえ、DRIMS の活用方法について提案を行う
- 4-3 ケニアの道路維持管理において DRIMS の機器標準化のための支援を行う
- 4-4 DRIMS に関する啓蒙活動を近隣諸国向けに実施する
- 4-5 ワークショップ等を通じてプロジェクト全体の成果を発表する



開発計画調査型技術協力

2019年01月18日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和) ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定プロジェクト (英) Project on Detailed Planning of Integrated Transport System and Loop Line Project in the Nairobi Urban Core
対象国名	ケニア
分野課題1	運輸交通-都市交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-都市交通
プログラム名	ナイロビ都市圏交通網改善プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	輸送インフラ整備
プロジェクトサイト	ナイロビ市
署名日(実施合意)	2016年12月26日
協力期間	2017年02月17日 ~ 2018年04月30日
相手国機関名	(和) 運輸・インフラ省、ナイロビ市、ケニア鉄道公社
相手国機関名	(英) Ministry of Transport and Infrastructure, Nairobi City County, Kenya Railway Corporation

プロジェクト概要

背景 ケニア国の首都ナイロビは人口約 377 万人(2014 年:国連推計値)を有し、その経済規模は国内総生産の約 55%を占める政治経済の中心地であるとともに、東アフリカ地域における 商業や国際機関の拠点が多数立地する国際都市である。今後もケニア国及び東アフリカの経済成長を牽引する基幹都市としての役割が期待されているが、ナイロビでは無秩序な開発や交通渋滞の深刻化が年々進んでおり、今後の更なる人口増によって都市機能が麻痺し、経済活動に大きな支障が及ぶことが大きな懸案となっている。

このような状況に対し、我が国は「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト」(NIUPLAN)を2013年～2014年にかけて実施し、2030年を目標年次とする都市開発マスタープラン(M/P)策定を支援した。NIUPLANには業務中心地区(CBD)への政治・経済及び交通の一極集中緩和を狙いとしたサブセンターの形成と新たな都市交通網の整備が含まれ、都心部に軌道系公共交通(環状線)を導入する事業化調査(F/S)の実施が優先プロジェクトの一つとして挙げられた。NIUPLANの提案を受け、ナイロビ郡庁は環状線のF/Sの実施を含む開発計画調査型技術協力を我が国に対して要請した。

これを受けて機構は 2015 年 11～12 月にかけて詳細計画策定調査を実施し、都市公共交通セクターの現状とプロジェクトの実施方針についてケニア側との協議を行った。同調査では、ケニア側に環状線事業の実施体制の想定が全く無いうえに、環状線と接続する公共交通網の整備見通しも立っていないことから、F/S レベルの検討は時期尚早であり、まずは事業の実施枠組みを検討する必要があることを確認した。また、深刻化する都心渋滞に対し、関係機関の調整無しに短期的対策・計画が乱立しつつあって都心部の交通体系の将来像が見えない中では、各種交通モード及び都市拠点を接続する目的で提案された環状線計画は立案できないため、都心部におけるモビリティ向上施策の策定もプロジェクトスコープに追加する必要があることを確認した。さらに、関係省庁との協議の中では本プロジェクトの実施体制につ

いてケニア政府内での調整不足が懸念されたが、本件要請元のナイロビ郡庁が運輸・インフラ省を含む合同調整委員会(JCC)メンバー予定の省庁・組織を集めた予備会合を2016年4月に開催し、本プロジェクトの実施体制・実施方針についてケニア政府内で確認が行われた。加えて2016年8月にはNIUPLANがナイロビ郡議会において採択決議を得た。

そこで本プロジェクトでは、ナイロビ都心部におけるモビリティ向上施策の策定及び軌道系公共交通の事業枠組みの具体化することを主目的に実施する。

上位目標	ナイロビ市の課題となっている交通渋滞等の都市問題の解消。
プロジェクト目標	NIUPLANで定めたストラクチャープランに沿った都市交通整備計画を策定する。
成果	1)都心部(Urban Core)のモビリティ向上施策(交通需要マネジメント(TDM)、モビリティ・マネジメントや必要な交通施策も含める) 2)総合交通システム計画を踏まえた環状線の事業枠組み(事業計画・運営体制(案)及びF/S実施の条件の整理)
活動	1)ナイロビ市内及び都心部の都市開発・交通状況の把握・分析 2)NIUPLANが提案した都心開発ビジョンの実現に資する都心総合交通体系の具体化 3)実施・計画中の交通及び都市開発案件との調整 4)モビリティ向上施策(公共交通機関の接続性向上施策、関連する都市開発計画、段階的整備計画を含む)の策定 5)環状線の事業実施枠組み(路線線形、輸送システム、実施体制、法制度、財政枠組み)の検討 6)戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含む代替案の比較検討 7)カウンターパート能力強化
投入	
日本側投入	(a)コンサルタント(分野／人数) 人数:6名程度、合計26M/M 分野: ①総括／都市交通計画、 ②公共交通計画／交通需要予測、 ③都市開発計画／沿線開発計画、 ④TDM／モビリティ・マネジメント計画、 ⑤戦略的環境アセスメント ⑥事業実施体制／財務計画 (b)その他:研修員受入れ 都市交通システム及び都市開発に係る本邦研修1回、約10日間を実施。 執務スペースの提供 関連資料の提供
相手国側投入	
外部条件	・政策的要因:政権交代など政府内部事情によって提案計画が形骸化しない。

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (1)我が国の
援助活動 | 1) 我が国の援助活動 ナイロビ都市開発マスタープラン |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 2) 他ドナー等の援助活動 アフリカ開発銀行 MRTS調和化調査 |



技術協力プロジェクト

2019年03月09日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)地熱開発のための能力向上プロジェクト (英)The Project for Capacity Strengthening for Geothermal Development in Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	資源・エネルギー―再生可能エネルギー
分野課題2	資源・エネルギー―エネルギー供給
分野課題3	
分野分類	エネルギー―エネルギー―新・再生エネルギー
プログラム名	発電・送配電能力向上プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	電力アクセス改善
プロジェクトサイト	GDC本部:ナイロビ、GDC支部:ナクル、ナイバシャ 地熱開発サイト:メネンガイⅠ、メネンガイⅡ、シリリ、パカ、アルス、コロシ、チェブチャク、ススワ
署名日(実施合意)	2013年06月28日
協力期間	2013年09月24日 ～ 2019年12月31日
相手国機関名	(和)地熱開発公社(GDC)
相手国機関名	(英)Geothermal Development Company (GDC)

プロジェクト概要

背景

ケニア国の電力開発計画「最少費用電源開発計画」(Least Cost Power Development Plan。以下、「LCPDP」という)によると、中所得国入りを目指す観点での経済成長、並びに年2.64%の人口増加により、ケニア国のピーク電力需要は2010年の1,227MWから、20年後には12,738～22,985MWへと大幅に増加すると予測されている。これに対し発電設備容量は、2011年の段階で1,593MWであり、今後大規模な電源開発が必要な状況にある。また、発電設備容量のうち、水力発電が763MW(48%)、火力発電が586MW(37%)、地熱発電が212.5MW(13%)である。水力発電に発電設備容量の約半分を依存しているため、電力供給は干ばつなどの天候の影響を受けやすい不安定な状況にある。安価かつ低炭素でベースロードとなる電源の増強が必要な状況のもと、ケニア政府はポテンシャル7,000MWと言われる豊富な地熱資源に着目し、地熱エネルギーの発電量を2030年までに5,530MWまで引き上げる計画を進めている。

このような状況のもと、より迅速かつ効果的な地熱資源開発を進めるため、ケニア政府は2009年にケニア電力開発公社(Kenya Electricity Generating Company Ltd。以下、「KenGen」という)から地熱部門を独立させ、地熱開発公社(Geothermal Development Company Ltd。以下、「GDC」という)を設立した。現在GDCは、ナイロビから北西約150kmのメネンガイ地区を中心に、AFD、世銀、アフリカ開発銀行等から400百万米ドルを超える融資を受け、試掘等の地熱開発を実施している。資金面での支援は概ね充足している一方で、GDCの探査、掘削、貯留層評価の一連の技術レベルは低く、①適切な掘削地点が選定できない、②狙ったターゲットを掘り当てられない、③持続可能な蒸気生産量を見極められない等、技術面での事業リスクを抱えており、技術向上を通じた地熱開発のリスクそのものの軽減が喫緊の課題となっている。

加えて、GDCが地熱開発を促進するためには、蒸気の性状に応じた適正な発電プラントを建設するため、蒸気供給者として電力事業者が必要とする正確な蒸気データを提供する必要がある。また、周辺住民の地熱開発への理解促進等を進めるため、住民向けの地熱の多目的利用を説明するための知識の習得が必要な状況にある。

本プロジェクトは、地熱開発に伴うリスクの低減を図り、GDCが電力事業者に対して安定した蒸気供給を行うことが出来るように、GDCの能力向上を行うことを目的とする。

上位目標	GDCが電力事業者に対して適切に蒸気供給を行うことができる。
プロジェクト目標	地熱開発上の技術面でのリスクが低減されるべく、GDCの人材が育成される。
成果	成果1: GDC職員の能力開発に必要な研修プログラムが構築される。 成果2: 貯留層の概念モデルの開発や適切な掘削地点を選定する能力が改善される。 成果3: 掘削ターゲットを掘り当てる能力が改善される。 成果4: 坑井データの解析、貯留層モデルの較正及び貯留層評価に関する能力が改善される。 成果5: 蒸気供給者として経済面や環境面から適切な事業計画を策定する能力が向上すること。 成果6: 地熱エネルギーの多目的利用事業実施に関する能力が向上すること。 成果7: GDC内部に継続的に研修を実施・改善する体制が整う。
活動	1-1: GDCの人材育成計画と職員の能力評価 1-2: GDCが抱える課題の抽出と改善策のとりまとめ 1-3: GDC経営層への提言とトレーニングの方向性の決定 1-4: トレーニングプログラムの計画 1-5: トレーニング用の教材の作成 1-6: 地熱開発に必要な技術能力チェックリストと評価表の作成 1-7: ベースラインの特定と目標水準の設定 2-1: 概念モデル構築に関するトレーニング 2-2: 掘削地点選定に関するトレーニング 3-1: 掘削作業に関するトレーニング 3-2: 掘削関連機材の調達・ロジスティクス管理に関するトレーニング 3-3: 健康・安全・環境(HSE)に関するトレーニング 3-4: 掘削技術の理論に関するトレーニング 4-1: 坑井データの解析に関するトレーニング 4-2: 貯留層評価に関するトレーニング 4-3: データベースの構築・管理に関するトレーニング 5-1: 環境モニタリングと環境計画に関するトレーニング 5-2: プラントエンジニアリングに関するトレーニング 5-3: 官民連携スキームの構築に関するトレーニング 5-4: IPPとの合意形成・交渉に関するトレーニング 5-5: 電力事業者との意見交換会 6-1: ケニアの地熱有望地点で適用可能な地熱エネルギー多目的利用事業の特定 6-2: パイロット・プロジェクトの計画に関するトレーニング 6-3: パイロット・プロジェクトの実施に関するトレーニング 7-1: トレーニング用教材とプログラムの課題の抽出 7-2: トレーニング用教材の改定とトレーニングプログラムの改善 7-3: GDCトップマネジメントへの改訂版トレーニングプログラムの提言及びGDCの人材育成方針の再確認 7-4: トレーニングプログラムの人材開発プログラムへの統合
投入	
日本側投入	【短期専門家】総括/掘削計画、副総括/地熱開発計画/貯留層評価、業務調整/研修管理、機材調達、地質、地化学、物理探査、データ統合・管理・貯留層シミュレーション、掘削地点選定、坑井調査、噴気試験、経済性評価、経営・財務、蒸気供給契約促進、環境社会配慮、プラントエンジニアリング、地熱多目的利用、掘削アドバイザー、プロジェクトマネジメント 【長期専門家】地熱開発促進アドバイザー、地熱研修体制強化 【供与機材】地熱開発に必要な機材 【本邦研修】掘削技術: 毎年6名程度(4週間)×8回、貯留層評価: 毎年6名程度(6週間)×4回、探査データ解析・評価: 8名(2週間)×1回
相手国側投入	執務室 カウンターパート 掘削リグ 探査機器等
外部条件	・掘削に必要な水が確保されること。 ・開発予定地に発電に利用可能な地熱資源が賦存すること。
実施体制	
(1)現地実施体制	Project Director: GDCのCEO Project Manager: GDC戦略・研究・イノベーション部のGeneral Manager
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・有償資金協力「オルカリアV 1・2 号機地熱発電事業」(2016年から継続中) ・有償資金協力「オルカリア I 4・5 号機地熱発電事業」(2010-2014年) ・有償資金協力「ソンドウ・ミリウ／サンゴロ水力発電所建設計画」(2006-2013年) ・有償資金協力「オルカリア-レンソス-キスム送電線建設計画」(2010-2015年) ・技術協力「GDCの地熱開発戦略更新支援プロジェクト」(2014年から継続中) ・技術協力「再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト」(2011-2017年) ・技術協力「再生可能エネルギーによる地方電化モデル構築プロジェクト」(2012-2015年)

(2)他ドナー等の
援助活動

GDCに対しては、アフリカ開発銀行、世界銀行、米国輸出入銀行、フランス開発庁、ドイツ復興金融公庫、インド輸出入銀行等が試掘のための融資等の資金供与を実施・計画中である。



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年07月12日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和)PPPアドバイザー(エネルギーセクター)
(英)PPP Advisor for the Energy Sector

対象国名 ケニア

分野課題1 資源・エネルギー—その他資源・エネルギー

分野課題2

分野課題3

分野分類 エネルギー—エネルギー—その他エネルギー

プログラム名 発電・送配電能力向上プログラム

援助重点課題 経済インフラ整備

開発課題 電力アクセス改善

協力期間 2016年01月04日 ～ 2018年12月28日

相手国機関名 (和)エネルギー・石油省

相手国機関名 (英)Ministry of Energy & Petroleum (Kenya)

プロジェクト概要

背景



技術協力プロジェクト

2019年03月01日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト (英) Project on Capacity Development for Trade Facilitation and Border Control in East Africa
対象国名	ケニア
分野課題1	経済政策-財政(税関)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	産業振興・貿易投資促進プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	民間セクターの開発
プロジェクトサイト	EAC加盟国全域
署名日(実施合意)	2017年11月23日
協力期間	2017年12月16日 ~ 2021年12月16日
相手国機関名	(和) 財務省/ケニア歳入庁
相手国機関名	(英) Kenya Revenue Authority, National Treasury

プロジェクト概要

背景	東アフリカ共同体(East African Community: EAC)は、2000年7月に設立されて以来、加盟国を増やしながらかつ成長してきた。過去5年間のGDP平均成長率は5%で、総人口2は約1億6,200万人に達している。この成長の一因として地域統合・関税同盟をすすめるための取組や税関行政の近代化が挙げられており、特に単一関税領域(SCT)の実施、EAC関税管理法やワンストップボーダーポスト(OSBP)法の採択、地域通関所要時間調査や通関手続きの簡素化、各国税関管理システムの近代化、国際水準に沿った認定事業者(AEOs)制度の導入等、貿易円滑化を促進するための多様な努力が行われている。しかしながら、当該地域は貿易・ロジスティックスの観点からは、未だ国境通関やインフラ面での課題を抱えている。特に主要回廊の物流効率化の観点からは、北部回廊の物流の道路輸送への過度の依存、モンバサ港の港湾運営、並びに越境の効率性などが課題として掲げられている。また地域内及び地域間の貿易・物流にかかるコストが先進諸国と比較して60-70%高いことが報告されており、貿易円滑化を促進することで投資の誘致、地域のビジネスコストの削減につながり、更なる発展の鍵になるとして広く認識されている。更に、世界的なテロの脅威やサプライチェーンの複雑化を受けて、合法的な人とモノの移動の円滑化のためには、税関や国境管理分野の能力強化や関係機関・ステークホルダー間の協調体制を強化し、貿易・税関における安全とセキュリティを確保することが、ますます重要となっている。
上位目標	東部アフリカ地域において、貿易円滑化と、安全と治安環境の確保を通じた地域経済発展が更に促進される。
プロジェクト目標	プロジェクト目標: 東部アフリカの対象国境において国境手続きの効率性と国境取締のための能力が向上する。
成果	成果1: OSBPが対象陸路国境において効率的かつ地域協調的に運営される。 成果2: 効率的かつ効果的な国境管理のための税関当局の能力が強化される。
活動	【ナマンガとルスモを含む、効率的なOSBP運用支援】

活動 1-1: ナマンガとルスモ以外の選定された OSBP がプロジェクトスコープに含まれる。

活動 1-2: ナマンガとルスモ OSBP でのパフォーマンス指標を確立し、運用状況のモニタリングを実施し、更に通関時間調査、その他の必要な手段により手続を改善する。

活動 1-3: ナマンガとルスモ以外の選定された OSBP の運用能力を調査し、課題を抽出する。

活動 1-4: 選定された OSBP の効率的な運営のために共同国境調整委員会 (JBCC) と技術実行委員会 (JTC) を組織する。

活動 1-5: 選定された OSBP の運用能力強化のためのアクションプランを策定する。

活動 1-6: 選定された OSBP において支援結果の確認及び提言の抽出のためにアクションプラン及び通関時間調査 (必要に応じてインパクト評価) を実施する。

【EAC 地域 OSBP 手続マニュアル活用状況のモニタリング】

活動 1-7: ナマンガ、ルスモ及び活動 1-1 に基づき選定された OSBP において EAC 地域 OSBP 手続マニュアルを利用するための計画を策定する。

活動 1-8: 活動 1-7 で策定した計画を実施する。

活動 1-9: ナマンガ、ルスモ及び選定された OSBP において EAC 地域 OSBP 手続マニュアルや EAC の OSBP トレーニングカリキュラムに反映するために、OSBP 運用化と OSBP 手続マニュアル利用状況から教訓を抽出する。

②成果 2 (効率的かつ効果的な国境管理のための税関当局の能力が強化される。)

【リスクマネジメント強化 (RM にかかる提言から提示された共通課題に集中する予定。IPR にかかる能力強化等を検討中)】

活動 2-1: 各パートナー国の RM に係る実施と手続の現状を確認し、能力強化のニーズを特定し、各パートナー国の担当者/グループを選定する。

活動 2-2: 活動 2-1 で特定したニーズに基づき、RM 改善のための技術支援を、他の関連援助との重複を避けつつ実施する。

活動 2-3: RM の実施状況をモニターする (MT による情報分析に係る研修を含む)。

【事後調査 (PCA) 能力強化】

活動 2-4 事後調査における現在の能力強化に係るニーズを確認し、PCA に関する MT プログラムについて各対象国で WG メンバーを配置する。

活動 2-5 事後調査に係る MT 要員増加のための技術支援を実施する。

活動 2-6 必要に応じて、各国の MT が実施する研修のレベルをモニターする。

【国境管理強化 (グローバル・シールド・プログラム (PGS) の実施を含む)】

活動 2-7 対象国に対して PGS を紹介するとともにニーズを確認する。

活動 2-8 活動 2-7 の結果に基づいて、対象国境における税関管理改善のための研修を実施する。

活動 2-9 PGS の実施を含む運営体制を構築するとともに、更なる改善のために運用結果をレビューする。

活動 2-10 日本の無償資金協力によって供与される機材を有効活用するための研修を実施する。

活動 2-11 日本の無償資金協力によって供与される機材の有効利用と維持管理を含む、合同国境監視/合同水上監視 (JBS/JWS) の実施状況をモニターする。

投入

日本側投入

1. 専門家
チーフ・アドバイザー、税関行政、上級人材育成管理、モニタリング及び評価、業務調整、OSBP 運用化支援

2. 供与機材
国境監視に係る資機材 (車両、ボート、X線検査機器)

3. 研修員受入れ (日本/第三国): 必要に応じて実施。

相手国側投入

4. 活動に係る在外事業強化費

1. カウンターパートの配置

2. 事務スペースの確保 (プロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース、機器)

3. プロジェクト活動経費(OSBP 施設、国境管理の運営管理コストを含む必要経費)

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
- 北部回廊マスタープラン |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
- 世銀、Trade Mark East Africa、アフリカ開発銀行などによるOSBP支援 |



有償技術支援－有償専門家

2019年03月15日現在

本部／国内機関：産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和) モンバサ経済特区開発促進アドバイザー
(英) Advisor for Mombasa SEZ

対象国名 ケニア

分野課題1 民間セクター開発・貿易・投資促進

分野課題2

分野課題3

分野分類 商業・観光・商業・貿易・貿易

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題
開発課題

協力期間 2019年02月12日 ～ 2021年02月11日

プロジェクト概要

背景

ケニア共和国(以下、「ケニア」という。)政府は産業育成や雇用創出による貧困削減及び経済開発の観点から、海外直接投資の誘致を重視しており、経済特区(以下、「SEZ」という。)の開発を進めている。ケニア唯一の国際貿易港であるモンバサ港は、ウガンダやルワンダ等へ続く東アフリカ北部回廊の起点として、これらの国への物流拠点となっている。ケニア政府は、国家開発計画「Vision2030」において、物流の結節点であるモンバサ等にSEZを設置し、外国企業の誘致、国内外の投資促進及び産業の多角化を行い、ひいては同地域を含むケニア全体の経済活性化を図ることとしている。我が国は、2016年8月に行われた日本・ケニア首脳会談において、モンバサSEZを両国で協力して開発する旨合意しており、資金協力(有償及び無償)により関連インフラ整備(電力、上下水道、排水、道路、港湾、土地整備等)を実施すべく、現在、協力準備調査を実施中である。

ケニアのSEZ開発に関しては、SEZ制度の基本となるSEZ法が2015年に策定された。しかしながら、同法の実施に必要な各種細則の制定、関連法令との調整等は未だ実施途上にあり、これらの作業を進めることが必要な状況にある。また、SEZ開発を担当する組織として、同法に基づきSEZ庁が設置されている。同庁は産業化省の傘下にあり、現在、人員配置等の組織化が進められているが、理事会を含む組織体制・意思決定機能が十分でないことに加え、事業推進のためのシステム(デベロッパーの選定、企業誘致及び企業に対する操業に必要な行政手続き支援等を含む)が十分に機能しておらず、認可済SEZを継続的に運営するための経験や知見も不足している状況にある。

現在、上記のとおり円借款事業「モンバサ経済特区開発事業」において協力準備調査が実施されているが、同事業で建設予定のインフラ(港湾、電力施設、港湾へのアクセス道路)が十分に活用されるためには、SEZへ十分な数の企業の入居が進むことが必要となる。特に、インフラ完成後に企業入居が進むためには、SEZ法制度・組織体制の確立及び企業誘致活動の実施を通じて、インフラ完成前までに同SEZへの進出計画を有する企業を一定数確保しておく必要がある。しかし、上記で指摘されたとおりSEZ法制度、及び企業誘致や企業への行政手続き支援等に係る運営体制の整備は十分に進んでいないため、入居予定の企業が確保されず円借款事業で建設したインフラが十分に活用されないことが懸念される。

このような状況を改善し、モンバサSEZをはじめとするケニア国のSEZ開発及びSEZへの企業入居を促進するため、SEZ関連法令・制度の策定、組織体制の整備、及び関係機関との調整等への支援を行う専門家を派遣するものである。

プロジェクト目標 SEZ庁の組織能力強化等を通じて、モンバサSEZをはじめとするSEZ開発及び運営円滑化を進め、これによりSEZへの企業入居を促進させ、円借款事業で整備されるインフラの十分な活用に資する支援を行う。

1. SEZに係る関連法令、細則等が整備されると共に、実効性が向上する。

成果

2. SEZの開発・維持管理等を担当するSEZ庁の組織能力が強化される。
3. モンバサSEZ開発及び運営に関する各種業務が円滑に実施される。

活動

1. SEZ庁の組織体制整備に必要な支援(他国のSEZ庁の組織／管理運営体制に係る情報収集・分析、組織図の策定支援、開発計画の策定からインフラ整備、民間ディベロッパー、民間企業誘致、操業後の運営まで、SEZ庁に求められる一連の機能・活動に関する他国参考事例の情報収集・提供等)を行う。
2. SEZに係る関連法令・制度(各種法・規制、優遇措置、ワンストップサービスを含む)の他国事例等の情報収集・分析・提供を行う。
3. SEZの運営・維持管理や企業誘致、制度策定等に係るSEZ庁の能力強化のための、OJTや業務の定期モニタリングを通じた活動支援や、庁内セミナー等による情報共有を実施する。
4. モンバサSEZに係る投資プロモーション活動を実施する。
5. モンバサSEZに関係する機関の役割・機能を確認した上で、各機関との調整及び協議の実施に係る能力強化のためのOJTを実施する。
6. モンバサSEZ開発に係る関係機関との協議の枠組みを形成し、円滑な協議を推進する。



技術協力プロジェクト

2019年03月16日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)産業人材育成プロジェクト (英)Project on Human Resource Development for Industrial Development
対象国名	ケニア
分野課題1	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	産業振興・貿易投資促進プログラム
援助重点課題	経済インフラ整備
開発課題	民間セクターの開発
プロジェクトサイト	ナイロビとその周辺地域(Thika,Athi River地域を想定)
署名日(実施合意)	2015年04月29日
協力期間	2015年09月05日 ~ 2019年09月04日
相手国機関名	(和)ケニアビジネス研修所
相手国機関名	(英)Kenya Institute of Business Training

プロジェクト概要

背景

本事業の実施機関となるケニアビジネス研修所(Kenya Institute of Business Training: KIBT)は東アフリカ商業観光省の傘下で、経営戦略、マーケティングといったビジネス研修を行っている。ケニア国の産業人材育成に関しては、同機関以外にも産業化省傘下で主に就業前の人材に対して技術的な研修を行うケニア産業研修機構(Kenya Industrial Training Institute: KITI)、労働・社会保障サービス省の傘下で主に生産管理に関する現場指導を行うケニア生産性センター(Productivity Center of Kenya: PCK)、民間ではトヨタケニア財団の支援の基、自動車産業、農業起業家向けの研修を行うトヨタケニアアカデミー(Toyota Kenya Academy: TKA)が事業を行っている。しかしながら、これら研修機関の対象は共通して事業開始前の起業家や個人事業主が中心となっており、一定の従業員を擁するいわゆる中小企業向けの研修はその範囲に含まれていない。また、ビジネス研修に加えて技術的な研修を求められる場合等、各研修機関が単体で有するサービスでは対応できないニーズに対して研修機関同士が連携して対応するなど、組織的に対応できる体制は整っていない。さらに、これら研修機関はナイロビ中心地に設置されているが、産業が集積しつつあるその周辺地域(車で1時間程度)への事業展開は行っていない。

このような状況を踏まえ、公的研修機関の中でも豊富な講師リソースを要するKIBTにおいて、これまでの個人・零細企業向けの研修に加えて新たに中小企業向けの新規ビジネスサービス(ビジネス研修・コンサルテーションサービス)を行うとともに、ナイロビ周辺地域に対しては自ら訪問することで同サービスを提供することとし、さらに多様化するニーズに対しては前述の研修機関等(以下、「連携研修機関」という)との連携体制を構築することで、上記課題の解決を行う。

上位目標 KIBT及びその連携研修機関のビジネスサービスによりケニア中小企業の業績が向上する。

プロジェクト目標 ケニアビジネス研修所のビジネスサービス(中小企業向けの新規のビジネス研修・コンサルテーションサービス(以下「新規ビジネスサービス」))の品質が向上する。

成果

- 1.KIBTにおける新規ビジネスサービス実施のための運営体制が構築される
- 2.KIBTの研修講師が新規ビジネスサービスを実施する能力を身に付ける

3.(KIBTの新規ビジネスサービスを受講した)パイロット企業において企業業績が向上する	
活動	1-1. 過去の調査結果を基に分析を行い、企業向けの新規ビジネスサービスについてのニーズを把握する 1-2. 1-1で把握されたニーズに基づき、KIBTの新規ビジネスサービス実施に当たっての事業計画を策定する 1-3. 1-1で把握されたニーズに基づき、KIBTの新規ビジネスサービスのためのガイドライン(カリキュラム、シラバス)を開発する 1-4. ガイドラインに沿って研修実施に当たってのツール(テキスト、講義マニュアル)を開発する 1-5. 継続的にサービスを実施するための体制(1)ニーズ調査の実施方法、2)研修企画、3)サービス実施、4)評価、5)顧客開拓)を確立する 1-6. 中小企業のニーズに沿ってビジネスサービスの品質と対象範囲を最大化するため、KIBTと他の研修機関と連携関係を組織レベル確立する 2-1. 新規ビジネスサービスを実施するマスタートレーナーの候補として、各選択科目につきKIBTの講師から3名ずつ選抜する 2-2. 選抜されたKIBT講師それぞれについて、マスタートレーナーとなるための達成指標を設定する 2-3. マスタートレーナー候補生には日本人専門家より、また、その他のKIBT講師にはマスタートレーナーより、新規ビジネスサービス実施のための講義を実施する 2-4. 選抜されたKIBT講師がパイロット企業への新規ビジネスサービスに基づく現場コンサルテーションを実施する 3-1. KIBTおよび連携研修機関からの推薦リストより、毎年少なくとも6社のパイロット企業を選定する 3-2. パイロット企業の業績を把握し、プロジェクト実施による成果把握にむけた評価指標を設定するためのベースライン調査を実施する 3-3. 2-4実施後、適切なフィードバックを行うためにその効果を測定する 3-4. パイロット企業へのサービス実施後の成果を取りまとめ広報する
投入	
日本側投入	①専門家派遣 総括/連携調整/ビジネス研修講師(一般ビジネススキル※) 広報 ビジネス研修講師(生産・品質管理) ビジネス研修講師(マーケティング・営業) ビジネス研修講師(財務管理) 業務調整/研修運営補助 ※時間厳守、PDCA、管理者とのコミュニケーション等 ②KIBTマスタートレーナー等を対象とした本邦または第3国研修 ③機材供与 ラップトップパソコン5台 プロジェクター3台 複合機(コピー・Fax・スキャナー)1台 デジタルビデオカメラ3台 自動車(4WD)1台 ④その他現地活動費 ケニアでのセミナー等実施費用の一部 研修資料等の印刷費用
相手国側投入	①カウンターパートの配置 ②KIBT内の専門家の執務室 ③プロジェクト活動に必要な経費 機材等の運用・交換・保険に関する費用、C/Pの交通費等 ④その他プロジェクト実施に関する費用
外部条件	・自然または人的災害や治安の悪化によりプロジェクト活動が著しい影響を受けない。 ・プロジェクトでトレーニングを受けたKIBT講師が離職しない。 ・産業開発のための政策・戦略が大きく変化しない。 ・ケニアの企業を取り巻くビジネス環境が急激に悪化しない。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
援助活動	2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.



技術協力プロジェクト

2019年03月02日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (英) Capacity Development Project for Sustainable Forest Management in the Republic of Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	気候変動対策
プロジェクトサイト	ケニア国全域であるが、成果 2(カウンティ 政府と民間セクターを通したパイロット事業) 及び成果 4(林木育種)に関してはケニア国内の 乾燥・半乾燥地(Arid and Semi-arid Lands: ASALs)である。
署名日(実施合意)	2016年02月10日
協力期間	2016年06月12日 ~ 2021年06月11日
相手国機関名	(和) 環境・自然資源省、ケニア森林公社、ケニア森林研究所
相手国機関名	(英) Ministry of Environment and Natural Resource, KFS, KEFRI

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における森林管理分野の開発実績(現状)と課題
ケニアは乾燥・半乾燥地が国土の約8割を占めており、森林面積は国土の約7%に過ぎないが、国内総エネルギーの約70%を占める薪炭材の利用や農地転用により森林資源の荒廃が進んでいる。自然資源に依存して生活する住民が多いが、乾燥・半乾燥地が多いケニアにとって、森林面積の増大による自然資源の確保と維持は国家の重要な開発課題となっている。また、近年は気候変動の影響を最も受けやすい国の一つと考えられており、東アフリカ地域においては今後100年間で平均気温が3℃上昇するとの試算もあり、干ばつなどの異常気象の頻繁な発生が懸念されている。よって、REDD+の推進や持続的森林管理に係る能力開発は、森林面積の増大のみならず、気候変動緩和策の観点からも重要な開発課題である。

(2) 当該国における森林管理分野の開発政策と本事業の位置づけ
ケニア政府は、2010年に制定された憲法と国家発展計画であるVision2030(2008年)において、2030年までに森林率を10%とすることを目標に掲げている。こうした中、ケニア政府は2007年に策定された国家森林政策の改訂作業を進めており、そのドラフトの中で持続的森林管理に向けて、森林の種類(Indigenous forests、Plantation forests、Dryland forests、Urban forests and roadside tree planning、Farm forestry)ごとに、政府として取り組む政策を明記し、特に農地林業(Farm forestry)については、国家目標である被覆率10%の達成に向けては大規模な植林をCommunity Land及びPrivate Landで進める必要があるとし、農林地への森林普及・技術サービスの促進などを記載している。これらの背景を踏まえて、これまで森林分野で支援実績のある日本政府に対して、本分野に関する関係者の能力強化にかかる技術協力の要請があった。

(3) 森林管理分野に対する我が国及びJICAの援助方針と実績
外務省の国別援助方針及びJICAの国別分析ペーパーにおいて、重点分野「環境保全」及び

開発課題「気候変動対策」の下に、プログラム「気候変動対策プログラム」が位置付けられている。

日本政府はこれまで、1986年に無償資金協力によりケニア森林研究所(KEFRI: Kenya Forest Research Institute)建設を支援して以来、KEFRIやケニア森林公社(KFS: Kenya Forest Service)に対して、約30年にわたって社会林業の推進や乾燥地耐性育種などの技術協力を行ってきている。現在は、KEFRIを実施機関として、乾燥地・半乾燥地における郷土樹種の植林促進のための研究能力及び普及システムの強化を図る「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(2012～2017年)が実施されている。また環境プログラム無償支援「森林保全計画」(2010～2013年)により、KFSにおいて1990年、2000年、2010年の衛星画像を基に土地利用地図(森林被覆地図)の作成を支援し、REDD+の国家森林モニタリングシステム(NFMS: National Forest Monitoring System)にも資する協力が行われた。さらに、KEFRIは1995年から第三国研修を実施しており、現在その第5フェーズである「気候変動適応コース」(2014～2018年)に対しても支援している。

(4)他の援助機関の対応

ケニアは2010年にUN-REDDのパートナーとなり、2012年よりFAO、UNDP、UNEPの3機関による支援が開始された。この中で特にFAOは、現在、REDD+準備段階で重要なNFMS構築およびFRL(Forest Reference Level: 森林参照レベル)設定に関し「Kenya NFMS Road Map」のドラフト作成(フィンランド政府が支援するMiti Mingi Maisha Bora(MMMB)プロジェクトの中で2012年に作成された「MRV(Measurement・Reporting・Verification) Road Map」のアップデート)をKFSとともに進めている。また、日本の環境プログラム無償支援「森林保全計画」において作成された土地利用地図の正確性のアセスメントも実施中である。フィンランド政府については、同じくMMMBプロジェクトの中で環境・天然資源・地方開発権限省(MENRRA: Ministry of Environment, Natural Resource and Regional Development Authorities)の「国家森林プログラム」作成を支援している。さらに国家森林モニタリングシステム(NFMS: National Forest Monitoring System)の要素として重要な全国レベルの森林インベントリー作成に向けて、2015年12月に終了する「ICFRA: Improved Capacity in Forest Resource Assessment」プロジェクトの後継となる「National Forest Resources Assessment: NFRA」プロジェクトを、KFSと共に準備中である。また、ケニア政府は、「クリントン気候イニシアティブ」を実施パートナーとした「ケニアの土地ベースの排出推定システム(System for Land-based Emissions Estimation in Kenya: SLEEK)」を実施しており、その中で、鉱業省の資源調査・リモートセンシング部(Directorate of Resource Survey and Remote Sensing: DRSRS)における2014年土地利用地図の作成が進んでいる。なお、世界銀行のFCPF基金によるR-PP(REDD+レディネス準備プロポーザル)が2010年に承認されたが、その後、先住民族の土地問題についてREDD+のセーフガードに抵触する状況とされ、R-PP実施のためのケニアへの基金(360万ドル)は、2015年11月時点で未だ拠出されていない。

上位目標	ケニアにおける森林率 10%達成に向けて、持続的な森林管理が促進される。
プロジェクト目標	中央およびカウンティ政府の持続的な森林管理のための能力が強化される。
成果	成果 1: 中央レベルにおける森林関連政策・戦略の実施・モニタリング能力が強化される。 成果 2: 選定されたカウンティ政府と民間団体、CBO(コミュニティ主体の組織)、NGOの能力がパイロット森林管理事業を通して強化される。 成果 3: KFSにおけるREDD+の準備段階のための技術的な能力が強化される。 成果 4: KEFRIにおける耐乾性林木育種のための能力が改良される。 成果 5: KEFRIにおける地域協力のための能力がサブサハラアフリカ地域における気候変動・旱魃のレジリエンス強化のための知識及びグッド・プラクティスの共有を通して強化される。
活動	成果 1 のための活動 1-1. 既存及び計画されている森林関連の政策・戦略をレビューする。 1-2. 既存の森林関連の政策・戦略と現場レベルでのその実際の取組みとのギャップを分析する。 1-3. 国家森林プログラムの計画とモニタリングを支援する。 1-4. 森林関連の政策・戦略を管理するためのモニタリングメカニズムを MoEF 及び KFS で実施し強化する。 1-5. 開発パートナーの活動を調和する。 1-6. NFMSを活用しプロジェクトの現場レベルでの活動を踏まえた政策レベルへの提言を作成する。 成果 2 のための活動 2-1. パイロット事業実施のための実現可能性調査及びアプローチの試験を行う。 2-2. パイロットカウンティが改良苗木を活用した森林関連活動の促進のための森林管理実施計画を準備・実施することを支援する。 2-3. 改良苗木の活用促進のためにプライベートセクターと働くためのスキームの計画作成と実施を行う。 2-4. 改良苗木の使用を広げるため、パイロット活動のため NGO やCBOと連携する。 2-5. 上述のパイロット事業の実施を通して、REDD+パイロットプロジェクトの実現可能性を検証し、もし可能なようであればプロジェクトドキュメントを作成し、出資者を探す。 成果 3 のための活動 3-1. ケニアの国家森林モニタリングシステム(NFMS)を設計、開発、試験する。 3-2. NFMSを稼働・運用する。 3-3. DRSRS によって作成された 2014年版土地利用図の正確性のアセスメントを行う。 3-4. 1990年、2000年、2010年、2014年の土地利用図を基に土地利用変化図及び森林被覆変

化図を作成する。
 3-5. 排出係数の情報を集め、2014年のカーボンマップを作成する。
 3-6. 1990年、2000年、2010年、2014年の土地利用図を基に土地利用変化を分析する。
 3-7. 関係者と共に FRLを作成・評価する。
 3-8. 森林被覆変化モニタリングを年に1度行う。
 3-9. 2020年の土地利用図を作成する。
 3-10. MRVの新技术及び手法取得のため C/Pをトレーニングし、ケニアにおける未来のMRVの将来的な開発に向けて試験する。

成果 4 のための活動

- 4-1. *Melia volkensii* の採種園の質の改良を行う。
- 4-2. *Melia volkensii* の第二世代に向けて人口交配を研究する。
- 4-3. *Acacia tortilis* の採種林を改良する。

成果 5 のための活動

- 5-1. 関連国と連携することにより、地域協力の枠組みと TORをデザインする。
- 5-2. 地域協力会議及びフォーラムを開催する。
- 5-3. ケニアと周辺国からサブサハラアフリカの気候変動及び旱魃のレジリエンス強化のための優良事例情報を収集する。
- 5-4. 収集した情報を蓄積し、KEFRIのウェブサイト上にデータベースを構築する。
- 5-5. サブサハラアフリカの他国と収集された知見を共有し、技術を移転する。

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | ①長期専門家:チーフアドバイザー/森林政策、地域協力/業務調整、森林普及
②短期専門家:国家森林モニタリングシステム(NFMS)、森林参照レベル(FRL)、測定・報告・検証(MRV)、林木育種、そのほか必要に応じて検討。
③機材:車両、バイク、パソコン、林木育種や REDD+準備支援に係る資機材(画像解析ソフト、ストレージ等)
④在外事業強化費 |
| 相手国側投入 | ①カウンターパート:プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネージャー、コンポーネント(各成果の)マネージャー、各コンポーネントのカウンターパート及びアドミニストレーション・スタッフ
②土地及び設備:ナイロビ(MENRRDA、KFS、KEFRI)における専門家用執務室の提供、林木の種子・苗木に係る活動のための土地及び育苗施設
③ローカルコストの負担(供与機材の維持管理経費、C/Pの国内旅費等) |

関連する援助活動

- | | |
|-----------------|--|
| (1)我が国の
援助活動 | 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
・環境プログラム無償「森林保全計画」
・技術協力プロジェクト「乾燥地耐性樹種育種プロジェクト」
・第3国研修「社会林業を通じた気候変動への適応」

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
クリントン気候変動イニシアチブ:Sleek Program
FAO:MRVの構築
UN-REDDプログラム:短期専門家の派遣 |
|-----------------|--|



個別案件(専門家)

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名 (和)都市開発マスタープラン・アドバイザー
(英)Urban Planning/Master Plan Advisor

対象国名 ケニア

分野課題1 都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2
分野課題3
分野分類 計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名 ナイロビ都市圏交通網改善プログラム
援助重点課題 経済インフラ整備
開発課題 輸送インフラ整備
プロジェクトサイト ナイロビ

協力期間 2016年04月01日 ~ 2018年04月30日

相手国機関名 (和)ナイロビ市
相手国機関名 (英)Nairobi City County Government

プロジェクト概要

背景 ナイロビはケニアの首都であると共に、東アフリカ地域における最も重要な経済の中心都市である。

JICA はケニア政府からの要請を受けて、2011 年ナイロビ市都市マスタープラン(以下、NIUPLAN と言う)検討のための調査団を派遣し、2014年にNIUPLAN (Nairobi Integrated Urban Development Master Plan)が策定された。これまでにナイロビ郡政府の閣僚承認は得ており、現在、NIUPLAN に法的な効力を持たせるためのナイロビ郡議会での承認待ちである。

ナイロビ郡庁では今後、NIUPLAN の実施に向けて、各関係機関との連携強化、及び同計画の実施に向けた具体的な活動を展開していくことが求められている。現在様々な提案がなされているが、現時点ではナイロビ郡庁での都市開発に係る計画・実施能力が十分とは言えないことから、NIUPLAN の実施促進のために標記アドバイザーの要請がなされた。

上位目標 ①NIUPLANの実施支援する
②NIUPLAN に係る都市開発分野の各関係機関からの情報収集をする
③ナイロビ郡庁、関係省庁(土地・住宅・都市計画省)、関係機関(KURA; Kenya Urban Road Authority、Kenya Railways)との連携強化する
④各ドナーとの連携強化(UN-Habitat、World Bank 等)、
⑤他の JICA プロジェクト(ナイロビ都市交通公共システム整備計画プロジェクト及びナイロビ高架橋道路拡幅プロジェクト等)に係る側面支援 をナイロビ郡庁のカウンターパートとともに実施する

プロジェクト目標 ①NIUPLANの実施支援、
②NIUPLAN に係る都市開発分野の各関係機関からの情報収集、
③ナイロビ郡庁、関係省庁(土地・住宅・都市計画省)、関係機関(KURA; Kenya Urban Road Authority、Kenya Railways)との連携強化、
④各ドナーとの連携強化(UN-Habitat、World Bank等)、

⑤他のJICAプロジェクト(ナイロビ都市交通公共システム整備計画プロジェクト及びナイロビ高架橋道路拡幅プロジェクト等)に係る側面支援をナイロビ郡庁のカウンターパートとともに実施することを目的としている。

- | | |
|----|--|
| 成果 | <ul style="list-style-type: none">・ナイロビ郡庁における NIUPLAN の実施能力が強化される。・NIUPLAN に係る各関係機関の連携が強化される。 |
| 活動 | <ul style="list-style-type: none">・NIUPLAN 実施フレームワーク・関係部局との調整機能強化<ul style="list-style-type: none">-技術協力準備:現状確認、現地ニーズ把握-技術協力起動:カウンターパートと協議しワークプランを作成-技術協力実施:NIUPLAN の進捗に係るモニタリング
現地セミナー及び本邦/三国研修の実施
短期専門家の派遣計画の策定及び受入れ支援・都市開発分野の情報収集<ul style="list-style-type: none">-ナイロビ郡庁の会議/各種セミナー/ドナー会議参加を通じた NIUPLAN の実施に向けた調整・詳細計画、パイロットプロジェクト(未定)への技術的なアドバイス(本邦リソースや短期専門家と連携) |



草の根技協(支援型)

2018年09月22日現在

本部／国内機関 : 九州国際センター

案件概要表

案件名	(和)ケニア国における廃棄物管理分野に関する人材育成及び改善プロジェクト (英)Project for capacity development and improvement of solid waste management by Fukuoka Method in Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ケニア キアンブ県
署名日(実施合意)	2018年08月29日
協力期間	2018年09月26日 ~ 2019年12月27日

プロジェクト概要

背景	キアンブ県は、首都ナイロビのベットタウンとして発展しているが、観光地化され、廃棄物量はナイロビに続き2番目の多さである。廃棄物の収集運搬作業は、利用している道具などの老朽化や、作業者のスキルが低いことから、作業が長時間におよび、作業員のモチベーションは停滞したままである。また、資金が不十分であることや廃棄物管理能力が低いと、粗野な廃棄物管理の影響から、結果として未収集の地域が残る状態にある。そのため、公衆衛生上のリスクを抱えている状況にある。このまま、放置した場合は、県の都市部の公衆衛生状態はますます悪化すると見込まれるが、人々は、廃棄物管理は行政の責任だと考えており、NIMBYなどネガティブな意識が蔓延して、廃棄物管理部門における改善の見通しは全くない状況である。このような状況を改善するため、県は衛生埋立場(国連ハビタットが行っておりアフリカ初の「福岡方式」の採用)を建設し、2015年に完成して埋立が開始されているが、本プロジェクトによって、県の実務担当者の廃棄物管理能力が向上するとともに、衛生埋立場の適切な管理が実現し、埋立場が都市部からより近いところに立地できるようになれば、運搬の距離が短縮され労働時間が短縮され、収集運搬効率が改善され、都心部の公衆衛生が改善されると考えられる。
上位目標	キアンブ県の福岡方式の処分場やごみの早朝収集・運搬システムがモデルとなり、ケニアの他の地域の廃棄物管理分野が改善される。
プロジェクト目標	人材能力向上されたカウンターパートの担当実務者により衛生埋立場が適切に運営され、収集運搬業務が改善され始めている。
成果	1. 収集運搬の効率化 2. 埋立作業及びモニタリングの改善 3. 廃棄物管理分野の専門家を目指す人材の育成
活動	1-1収集運搬の効率化(早朝収集)技術指導 ①キアンブ県の現状のごみ収集・運搬方法について現況調査 ②キアンブ県の現状の早朝道路清掃作業について現況調査 ③タイム&モーションスタディの実施 ④上記を踏まえてごみ収集・運搬作業改善方法について指導(講義)

- ⑤上記の中で、ごみの早朝収集・運搬について提案
- ⑥ごみの早朝収集・運搬方法導入について検討・協議
- ⑦ごみの早朝収集・運搬について試行
- ⑧事業期間内でごみ収集・運搬方法の改善状況の確認(2、3回目)

2-1埋立場での簡易コンポスト技術指導

- ①埋立場に設置済みの簡易コンポストヤードについて現況調査
- ②簡易コンポストヤードの運用状況について課題抽出・改善点検討
- ③上記を踏まえて簡易コンポスト手法について指導(講義)
- ④簡易コンポストの実施に必要な分析方法について実習
- ⑤今後の簡易コンポストヤード運用方法について指導(協議)
- ⑥事業期間内で簡易コンポストヤード運用状況の確認(3回目)

2-2モニタリング手法技術指導

- ①埋立場に関する簡易モニタリング手法について実習
- ②埋立場の環境モニタリング計画について検討・指導

2-3埋立場管理技術指導

- ①福岡方式埋立場の現状調査
 - ②既存埋立場の運用管理状況の課題抽出、改善点検討
 - ③上記を踏まえて、埋立場管理の改善方法について指導(協議)
- 1-2及び2-4現地指導(1-1⑥、⑦、⑧、2-1⑤、⑥、2-3③)、セミナー開催(1-1④、2-1③)

3-1本邦研修

3-2帰国JICA研修員との連携(情報提供、セミナー参加)

- 期待される事業の成果
 - ・キアンブ県の廃棄物管理担当者の能力向上が達成される
 - ・福岡方式を導入した埋立場の管理が適切に運営される
 - ・ごみの収集運搬業務が改善され始める
- 今後の持続的、継続的な業務の改善への方向性の確認方法
 - ・第1回及び第2回派遣で主な指導を行い、第3回でそれまでの改善状況进行评估する。
 - ・本事業後も実施団体メンバーが福岡大学とJKUATの学術交流協定に基づき現地訪問に同行する際に、フォローアップを行う。
 - ・帰国JICA研修員とSNS等を活用して連携し、フォローアップする。

投入

日本側投入

- 1. 及び2. 日本から専門家の派遣(福岡方式、収集・運搬、コンポスト、環境保全)延べ13名
- 1回目 2018年10-11月(約1週間) セミナー、OST等 30名
- 2回目 2019年 2-3月(約1週間) セミナー、OST等 30名
- 3回目 2019年 6-7月(約1週間) セミナー、OST等 30名

相手国側投入

- 3. 国内研修
- 日本(福岡市)でのJICA研修(福岡方式)に参加
- 1. セミナー開催:会場費:会場はキアンブ県の施設利用
- 送迎費:キアンブ県が負担
- 会議費:キアンブ県が負担

外部条件

- 2. 本邦研修:2名選出、派遣手続き日本側で支援
- ・国内情勢が不安定にならない
- ・選挙による首長の交代に伴い担当者が異動しない



個別案件(専門家)

2019年03月09日現在

在外事務所 : ケニア事務所

案件概要表

案件名	(和) 農業振興アドバイザー (英) Agricultural Promotion Advisor
対象国名	ケニア
分野課題1	農業開発-農業政策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小規模農民収入向上プログラム
援助重点課題	農業開発
開発課題	市場に対応した農業開発
プロジェクトサイト	ケニア全土
協力期間	2017年07月01日 ~ 2019年06月30日
相手国機関名	(和) ケニア農業・畜産・水産省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries

プロジェクト概要

背景 ケニアの農業分野では、稲作や園芸作物栽培を中心に、市場志向型農業の振興を目指した協力を進めているが、引き続き、これらに関連した中央政府における政策推進への支援、事業の実施促進支援などが必要である。特に地方分権化により、農業普及など、これまでの協力の成果の定着・拡大に関わる権限、実務が地方政府(カウンティー)に移管される方向にある。カウンティーが求められる責任・役割を果たせるよう、中央政府が如何に政策策定、実施に係るサポートを行うかが、重要な課題となっている。
JICAの農業分野におけるこれまでの協力成果を定着・拡大するために、本アドバイザーの派遣により、中央政府(農業省)に対する助言を通じた能力強化が行われることが期待されている。

上位目標 農業振興を通して、小規模農民の収益性が向上する。

プロジェクト目標 ・農業振興にかかる政策策定・推進、事業の実施促進が為される。
・農業普及に関する、中央政府によるカウンティーへの支援・サポートの仕組みづくりや政策策定が為される。
・JICAのこれまでの技術協力の成果(SHEPアプローチ、ジェンダー主流化パッケージ等)の普及・推進が為される。

成果 1. 農業振興における農業省の計画立案、実施監理、評価の各能力が強化される。
2. 農業振興における課題の解決策が提示される。
3. 農業省の農業政策や振興の方向性、他ドナーの支援の動向が整理される。
4. JICAの既往及び現行案件の知見が整理される。
5. 稲作振興のための Rice Promotion Programme (RiPP)の能力が向上する。

活動 1. 農業振興に関する活動の計画立案、実施監理、評価の各段階において、農業省へ助言を行う。
2. 農業振興を妨げる課題について、関連する情報収集とその分析を行う。
3-1. 農業省、ドナー主催の会合へ参加し、情報収集と分析を行う。

3-2. 農業省の農業政策や振興の方向性について、情報収集と分析を行う。

4-1. JICAの既往の農業・農村開発案件の知見を整理する。

4-2. JICAの現行の農業・農村開発案件で残ることが想定される知見を整理する。

5. 稲作振興に関する活動の計画立案、実施監理、評価の各段階において、RIPPへ助言を行う。

投入

日本側投入 長期専門家

相手国側投入 a. カウンターパートの配置

b. 執務場所、カウンターパートの活動経費の確保

実施体制

(1)現地実施体制 農業・畜産・水産省配属予定だが、政策局、KSA(Kenya School of Agriculture)等、関係機関と連携を行う。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

1) 我が国の援助活動

わが国は、ケニアの農業セクターにおいて、「小規模農民収入向上プログラム」のもと、主に稲作と園芸作物に対して支援を行っている。

稲作においては、円借款「ムエア灌漑開発事業」(2010年～2020年)において、新規ダムの建設、水路の新設／改修等が計画されている。また、技術協力プロジェクト「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト(RiceMAPP)」において、稲基本栽培技術や節水栽培技術を農家に移転し、現在、これらの成果を西部灌漑地区へ展開すべく、後継案件の形成中である。加えて、「テーラーメード育種と栽培技術開発のための稲作研究プロジェクト」により、ケニアの気候・風土に合った稲を研究する研究者を育成中である。

2) 他ドナー等の援助活動



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年03月15日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)生物遺伝資源と分子遺伝学を利用した養蚕研究基盤構築 (英)The Project for development of sericulture research by applying biological resources and molecular genetics
対象国名	ケニア
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-養蚕
プログラム名	その他
援助重点課題	農業開発
開発課題	市場に対応した農業開発
プロジェクトサイト	主にケニア中央部、西部、南部の(全47郡の内の)11郡(ムランガ、キアンブ、ライキピア、メルー、カカメガ、ホマベイ、ナクル、ウアシングシュ、キツイ、キリフィ、マチャコス)
署名日(実施合意)	2016年03月14日
協力期間	2016年10月02日 ~ 2021年10月02日
相手国機関名	(和)ケニア農業・畜産研究機構
相手国機関名	(英)Kenya Agricultural and Livestock Research Organization
日本側協力機関名	農業生物資源研究所
プロジェクト概要	
背景	ケニアにおける養蚕業は、桑木生育などの諸活動は実施されているものの、そのレベルは低く、国内には約600農家が桑の葉茶や飼料生産用に従事するのみで、カイコを有する農家はその10%に満たない。また1養蚕農家当たりの所有面積は1/4~1/2エーカー(1千~2千m²)、総面積でも225エーカー(9万m²)と小規模である。 ケニアはGDPの25%前後を農(林水産)業が占める農業国であるものの、同国の養蚕業の拠点となる国家養蚕場(NSS)は、予算不足やそれに伴う研究人材不足、機材・設備の老朽化等の課題を有し、研究基盤が脆弱である。 係る状況にあるものの、ケニア政府は農産物の付加価値化を重視し、本案件による桑とカイコの品種開発は、絹製品の付加価値化に加え、養蚕業の産業化により、地方部における女性や若者の雇用創出というケニア政府の政策にも合致するとしている。また、中長期国家戦略であるケニア・ビジョン2030では繊維産業を重要セクターに位置付けており、養蚕業の産業化はこれに資するものと捉えている。
上位目標	最先端の分子遺伝学的手法を利用し、ケニアの環境に適応し、高い生産性を有する桑やカイコの品種育成を行うことにより、持続性のある養蚕産業が確立され、養蚕農家の収入が向上するとともに、新たな雇用が創出され、外貨獲得や貧困削減に資する。
プロジェクト目標	① 分子遺伝学に基づき、ケニアの環境に適応した、生産力が高く、耐病性のあるクワやカイコの品種を育成するカイコは一個当たり2グラムかつ繊維長1,400mの繭を生産できる品種を、クワは、斑点病やさび(菌)病に耐性のある、年間・ヘクタール当たり30トン以上(のクワの葉を)生産できる品種を育成する。 ② 最先端の分子遺伝学を駆使し、ケニア(アフリカ)に適したカイコとクワの育成方法を確立する。 ③ 分子レベルで野蚕

成果	① ケニア国内における種々の系統のクワのジーン・バンク・システム(遺伝資源のデータベース化及び特性評価)が構築される。これにより、生産能力や耐病性、環境適応性などが管理される。 ② 高い生産能力、耐病性、環境適応性等、特定又はそれら複数の特性を有した新品種・新系統のクワが育成される。 ③ 高い繭糸生産能力、耐病性、環境適応性等を有した新系統の蚕が育成される。 ④ 分子マーカーを用いた選抜や交配により新品種のクワ、新系統の蚕の育成方法が確立される。 ⑤ ケニアに固有の野蚕の遺伝資源や特定用途のシルクに対応する遺伝子を明らかにする。 ⑥ 分子遺伝学の技術を用いた養蚕に関する科学技術、特に、クワの品種育成やカイコの育成技術が発展する。 ⑦ 養蚕研究センターが、養蚕分野の技術開発や科学研究のハブとして機能する。
活動	1. ジーン・バンク・システム構築 (1) クワ遺伝資源の調査 (2) 遺伝資源の特性(形態・組織)評価 (3) 高い生産能力を有するクワについて、異なる環境で生育させた場合の適応性評価 (4) 耐病性、耐乾燥性を有するクワについて、異なる環境で生育させた場合の適応性評価 2. クワの品種育成 (1) ケニアにおける高い生産能力や耐病性を有するクワの品種の交配、選抜、評価 (2) ケニアにおけるカイコについて、耐病特性を有する種を分子マーカーを用いて選抜 3. カイコの品種育成 (1) 耐病性、高い生産能力、ケニア国内の異なる環境条件下での適応性等の特性を有する品種の繭糸を用いて、飼育実験及び繭糸を評価 (2) 分子マーカーを用いた選抜により特定の特性を示す遺伝子マーカーを作出 4. 品種育成プログラム (1) 各過程を正確に記録する (2) その結果に基づき、各過程を評価する (3) 更なる品種育成のため、効果的な過程を構築する。 5. 野蚕 (1) ケニアにおける野蚕の調査 (2) 飼育実験や繭糸の評価による野生蛾及びその繭糸の特性把握 (3) 野蚕の物理化学的分析 (4) 野蚕の特性を表わす遺伝分子の同定 6. 技術を持った科学者並びに養蚕研究所 (1) ケニアと日本の科学者による研究作業の協力 (2) 日本の研究施設における長期研修 (3) 関連する国際会議への出席や国際的な科学誌への寄稿
投入	
日本側投入	・カイコの育成/分子生物学の博士1名以上、植物生理学の博士1名以上、昆虫学者博士1名以上、繭糸関係技術者修士1名以上
相手国側投入	・プロジェクト・マネージャー(JKUATより派遣) ・チーム・メンバー8名(JKUAT、KARLO、NSS、モイ大学、ケニア農畜水産省からDr、Prof等) ・事務所及び車両(KARLOより提供) ・活動費(出費、人件費)の部分的補助(プロジェクト及びJKUATより) (クワ園約4,050m²等がJKUATより提供予定含む)
実施体制	
(1) 現地実施体制	ジョモ・ケニヤッタ農工大学、国立養蚕場(National Sericulture Station : NSS)
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
援助活動	2KRの見返り資金を用いて、「ケニア高品質シルクプロジェクト」として、ケニアにおける高品質のシルク生産に関するFSを現在実施中(～2014年12月まで)。同案件では、ケニアはシルク生産に関し、高いポテンシャルはあるものの、十分な研究施設や人員体制の欠如が課題とされている。詳細は案件終了後の報告書(仮)を参照ありたい。 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc. (他ドナーではないものの)1973年に始まったJICAによる協力により、ケニア各地で養蚕業が実施できるようになったものの、同協力の終了後は、(ケニアの)財政的制約や世界的な不況から大規模産業に成長することに失敗したと、要請書には記載されている



技術協力プロジェクト

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS) (英) Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Project for Local and Up-scaling (SHEP PLUS)
対象国名	ケニア
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及, 研究, 金融, 農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小規模農民収入向上プログラム
援助重点課題	農業開発
開発課題	市場に対応した農業開発
プロジェクトサイト	先行フェーズで対象とした33カウンティ中、面的展開の高い可能性を有する12～18県(1カウンティあたり1県を選定予定)を対象とする。具体的な対象カウンティ・県はプロジェクト開始後に選定基準を確定し選抜予定。
署名日(実施合意)	2014年12月04日
協力期間	2015年03月02日 ～ 2020年03月01日
相手国機関名	(和) 農業・畜産・水産省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, livelihood, and fisheries

プロジェクト概要

背景

ケニア国の農業セクターはGDPの24%、直接・間接に雇用の80%、外資獲得の65%を創出し、国家経済の重要な役割を果たしている。小規模農家は農業生産の主な担い手であり、市場に流通する農産物の75%以上は小規模農家によって生産されている。園芸は、その中においても毎年平均15～20%の成長が見込まれる主要なサブセクターである。

JICAは、園芸サブセクターにおける生産性の向上に果たす小規模園芸農家の役割、また園芸の小規模農家の生計に果たす役割に着目し、2006年11月より3年間、ケニア国農業省と園芸作物開発公社を実施機関として、小規模園芸農民組織の組織強化・収入向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画(Smallholder Horticulture Empowerment Project: SHEP)」を実施してきた。同案件の合同終了時評価では、裨益対象の農民グループの園芸作物からの所得向上効果が顕著であったことから高い有効性も確認されたため、ケニア政府は農業省作物管理局園芸部に園芸農家の生産性および収益向上の支援にかかる情報を管理・利用促進するユニットを設置し、我が国はその体制整備と職員の能力向上にかかる更なる技術支援を実施した。

本案件では、フェーズ1、2で成果を収めてきたアプローチを踏襲し、小規模園芸農民組織の組織強化・収入向上を目的としつつ、地方分権化が進むケニア政府において、この活動を継続できるよう更なる効率的・効果的実施手法を検証し、活動実施カウンティでの「SHEPアプローチ」を活用した小規模園芸農家支援の実施体制確立を図り、もって同カウンティにおける「SHEPアプローチ」を実践する小規模園芸農家の増加とその農家所得向上に寄与することを目指すものである。

上位目標 「SHEPアプローチ」の活動実施カウンティにおいて、「SHEPアプローチ」を実践する小規模園芸農家が増加し、それら農家の生計が向上する。

プロジェクト目標 活動実施カウンティにおいて、「SHEPアプローチ」を活用した小規模園芸農家支援の実施体制

	が確立される。
成果	成果1: 農業・畜産・水産省において、「SHEPアプローチ」をカウンティと共同で実施するための体制が確立される。 成果2: 活動実施カウンティにおける「SHEPアプローチ」を継続的かつ効果的に実施するモデルの確立を通じ、モデル農家グループの個々のメンバーの所得が向上する。 成果3: SHEPユニット及び活動実施カウンティ政府のモニタリング・評価機能が強化される。 成果4: SHEPユニットがアフリカ諸国での「SHEPアプローチ」促進に従事した経験を通じ、「SHEPアプローチ」がより効果的かつ効率的に改善される。
活動	1-1 農業・畜産・水産省のSHEPユニットにおいて、「SHEPアプローチ」展開のための実施戦略を策定し、実施する。 1-2 農業・畜産・水産省のSHEPユニットにおいて、「SHEPアプローチ」を継続的に改良する。 1-3 「SHEPアプローチ」を、農業・畜産・水産省の小規模園芸農家支援に関する政策文書・実施計画・予算に反映するための働きかけを行う。 2-1 SHEPユニットが、活動実施カウンティによる、「SHEPアプローチ」の実施体制整備を支援する。 2-2 SHEP UPで能力開発した人材を活用し、活動実施カウンティ及び県による、1年目の農家グループに対する、「SHEPアプローチ」の研修パッケージの実施を支援する。 2-3 活動実施カウンティ政府に対し、「SHEPアプローチ」にかかる広報・啓発活動を行う。 2-4 活動実施カウンティ及び県による、1年目の活動経験に基づいた、2年目の農家グループに対する、「SHEPアプローチ」の改良版研修パッケージを主体的かつ継続的に実施する。 2-5 SHEPユニットが、活動実施カウンティ内の活動実施県以外の普及員に対して、「SHEPアプローチ」実践のための能力強化研修を実施する。 3-1 SHEPユニットの既存のモニタリング・評価に係るツールやデータベースが改善される。 3-2 SHEPユニットが活動実施カウンティ及び活動実施県における情報利活用状況を確認し、改善する。 3-3 活動実施カウンティの活動実施県（SHEP UP活動実施県を含む）が、収集した農家レベルの情報（定性的・定量的）を同カウンティ事務所に提出することを、SHEPユニットが支援する。 3-4 活動実施カウンティ事務所が、収集された農家レベルの情報をSHEPユニットに共有することを、SHEPユニットが支援する。 3-5 SHEPユニットが3-4の情報を分析し、その情報を活動実施カウンティに共有する。 3-6 活動実施カウンティが、3-5の情報を活動実施県に共有することを、SHEPユニットが支援する。 3-7 活動実施カウンティ及び活動実施県が、3-3及び3-5、3-6で共有された情報を今後の活動に活用することを、SHEPユニットが支援する。 4-1 アフリカ諸国関係者の支援のため、ケニアにおける研修を実施する。 4-2 アフリカ諸国関係者の支援のため、ケニア人専門家の派遣を実施する。
投入	
日本側投入	① 専門家派遣 ①-1 長期派遣専門家 ※直営型専門家（公募人選）を予定。 チーフアドバイザー／園芸政策 事業実施計画・管理 園芸生産・普及 モニタリング・評価／広域協力 業務調整 ①-2 短期派遣専門家 ジェンダー、農産物加工、農村インフラ（土のう） ※その他、必要に応じて短期専門家の派遣を検討 ③ 在外事業強化費 ④ 本邦研修或いは第三国研修（課題別研修「アフリカ市場志向型農業振興（行政官）」コース等関連分野の受講を想定） ⑤ 供与機材（車輛、事務機器等）
相手国側投入	① カウンターパート人員配置：中央省庁15名、活動実施カウンティ・県政府職員各3名 ② プロジェクトのための事務所スペースと機材 ③ プロジェクトを実施するための必要な運営・活動費用
外部条件	カウンティ制が維持される。 園芸生産に不向きな天候及び／または、病害虫の発生がない。 深刻な社会的騒乱が発生しない。 （成果達成のための外部条件） カウンティ制が維持される。 園芸生産に不向きな天候及び／または、病害虫の発生がない。 道路維持や道路ネットワーク開発のための政策が継続される。 &#1600;深刻な社会的騒乱が発生しない。
実施体制	
(1) 現地実施体制	農業・畜産・水産省（MOALF）作物資源・アグリビジネス・市場開発局（仮称）、農・漁・食料公社傘下園芸作物開発局及びカウンティ政府
(2) 国内支援体制	SHEPアプローチ支援にかかる国内支援委員会を設立予定
関連する援助活動	

(1)我が国の
援助活動

「SHEPアプローチ」のコンセプトを取り入れたケニア国の技術協力としては、①一連の「SHEPアプローチ」の中からジェンダー主流化アプローチ部分を切り出し、多様な営農形態の小規模農家に適用可能なジェンダー主流化パッケージ開発を目的とした「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」、②ムエラ灌漑事業区を対象に、稲作農家の収益に注目した農業アプローチ確立を目指した「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」、③半乾燥地での農民参加型による小規模灌漑開発・「SHEPアプローチ」を活用した営農推進を通じて干ばつレジリエンス強化を目指す「半乾燥地持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト」がある。本案件では、上記関連プロジェクトとも地方分権化後のカウンティレベルでの業務の実態、多様な状況下での「SHEPアプローチ」の効率化・軽量化トライアル結果等について情報交換を行い、より効果的・効率的なカウンティ制下での「SHEPアプローチ」確立を図っていく。また、「SHEPアプローチ」の広域支援についても、JICAの各国への支援結果から得られた知見・教訓をカウンティ制下での「SHEPアプローチ」確立に反映させていく。

(2)他ドナー等の
援助活動

SHoMaP (IFAD 支援) の活動実施に際し、「SHEPアプローチ」が実施された県の普及員の一部によるSHEPで開発された教材(例:野菜栽培技術を説明した紙芝居)の使用や「SHEPアプローチ」の活動内容の一部取込(販売業者とのお見合いフォーラム等)が確認されている。今後、他ドナーの実施する案件との連携の可能性として、世界銀行やIFAD、AfDB等国际機関による支援案件の中で、上記「SHEPアプローチ」で用いた開発教材や活動内容の取込を図ることにより、これまでの「SHEPアプローチ」の成果の波及が見込まれる。



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年02月16日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) テーラーメイド育種と栽培技術開発のための稲作研究プロジェクト (英) The project on rice research for tailor-made breeding and cultivation technology development in Kenya
対象国名	ケニア
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及, 研究, 金融, 農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-食糧増産援助
プログラム名	小規模農民収入向上プログラム
援助重点課題	農業開発
開発課題	市場に対応した農業開発
署名日(実施合意)	2013年01月10日
協力期間	2013年05月22日 ~ 2018年05月21日
相手国機関名	(和) 農業省、ケニア農業研究所、ジョモケニアッタ大学、マセノ大学、国家灌漑公社
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture, Kenya Agricultural Research Institute, Jomo Kenyatta University of Agricul

プロジェクト概要

背景 ケニア共和国の農業セクターはGDPの20%、外貨獲得の60%を占め、国家経済の重要な役割を果たしている。ケニアの三大主食作物であるメイズ、小麦、コメのうち、コメの消費は都市部を中心に急増している。他方、コメの需要の伸びに対し国内生産量は伸びておらず、コメの自給率は約20% (小麦は40%) に留まっている。そのため、コメの輸入は急増し、主にパキスタンなどのからの輸入に依存している状況にある。従ってコメの増産はケニアの食糧安全保障にとって重要な課題となっている。

ケニアでは、コメ生産の約80%は主に灌漑水田で行われているが、その他、天水田、谷地田などで水稲が栽培されており、陸稲の栽培も小規模ながら行われている。これらの稲作地帯は、主に、作物生産に必要な降雨量が期待できる標高1000～1500メートルの地域に点在しており、標高800メートル以下の地域で稲作が行われているのは、インド洋沿岸や河川流域などに限られている。このような農業環境においてコメを増産するためには、灌漑稲作の安定化と生産性向上に加え、栽培面積の拡大を図ることが必要である。しかしながら同国の稲作は、灌漑水田における水不足、いもち病、イネ黄斑病(Rice Yellow Mottle Virus: RYMV)、高原地帯における冷害、陸稲栽培における早ばつ害など様々な生物的・非生物的ストレスに晒されている。土壌や栽培環境及び栽培するイネの品種に合わせた栽培技術は開発されておらず、コメ増産の阻害要因の一つとなっている。

これを受け、コメの増産に対応するためには、ケニアの多様な栽培環境における様々な生物的・非生物的ストレスに適応したイネ品種の開発、さらに品種の能力を十分に引き出し、持続的稲作を可能とする栽培技術の開発に資する研究の実施が求められている。係る背景の下、ケニア政府は、イネ育種システムの構築、国内消費向けイネ品種と栽培技術を開発するための様々な課題への解決能力を強化すべく、イネ育種および栽培技術開発の長い歴史と経験を有する我が国に対して協力を要請した。並行して名古屋大学より科学技術振興機構(JST)に対し研究申請が行われた。

上位目標 ケニア向け品種が開発され、栽培技術の現地適応性が農家圃場で実証される。

ケニア向けイネ品種と栽培技術の開発のための基盤が整備される。

プロジェクト目標

成果	1: ケニア向けイネ品種を開発するための体制が整備される。 2: 既存品種の育種素材としての有用性が検証される。 3: ケニア向けイネ品種の開発に必要な中間母本が作出される。 4: ケニアの既存稲作技術を基盤とする技術改善方策を農家圃場で実証するための体制が整備される。 5: 品種の能力を十分に発現させる栽培技術が開発される。
活動	1-1 交配育成施設を整備する。 1-2 品種特性評価圃場を整備する。 1-3 品種特性評価用基準品種を整備する。 1-4 育種・特性評価に関する手引きを作成する。 1-5 品質維持保存体制を確立する。 2-1 既存品種の特性を評価する。 2-2 既存品種の有用農業形質を特定する。 2-3 有用農業形質に関するQTL解析を行う。 3-1 有用QTLを導入したNIL/RILを作出する。 3-2 有用QTL導入効果を明らかにする。 3-3 有用QTLを導入した中間母本を作出する。 3-4 イネ品種開発計画をドラフトする。 4-1 ケニアの栽培環境と栽培管理の実態を調査する。 4-2 栽培技術に関する課題を抽出する。 4-3 栽培技術改善方策を開発する。 4-4 栽培技術実証試験マニュアルを作成する。 4-5 栽培技術改善に関する実証試験を農家圃場で試行する。 5-1 栽培環境および栽培管理が既存品種の機能発現に及ぼす影響を解析する。 5-2 栽培環境および栽培管理が有用QTL導入系統の機能発現に及ぼす影響を明らかにする。 5-3 有用QTLが有効に機能するための条件を調査する。 5-4 品種の能力を十分に発現させる栽培技術を開発する。
投入	
日本側投入	【専門家】 - 長期派遣専門家: 業務調整員1名 - 短期派遣専門家: 10名 【資機材】 - 研究用資機材 - 車両
相手国側投入	【本邦研修】 日本での研修(短期) 【カウンターパート(C/P)】 プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネジャー、他6名程度 【施設等】 - プロジェクトオフィス - 研究室 - 試験栽培圃場 - プロジェクト活動に必要なデータと情報
外部条件	事業実施のための前提条件 ・名古屋大学とKARIの間で研究成果利用等についての合意文書Memorandum of Understanding (MoU) が早急に締結される。 成果達成のための外部条件 ・C/P研究者の大部分が異動しない。 ・極端な早魃や低温などの異常気象が起らない。 プロジェクト目標達成のための外部条件 ・ケニアにおける政治的・社会的安定性が保たれる。

実施体制

- | | |
|------------|---|
| (1) 現地実施体制 | 農業省、ケニア農業研究所 (KARI)、国家灌漑公社 (NIB)、ジョモケニアツタ農工大学 |
| (2) 国内支援体制 | 名古屋大学、岡山大学、山形大学、島根大学 |

関連する援助活動

- | | |
|------------------|---|
| (1) 我が国の
援助活動 | ・(開発調査)「ムエア地区灌漑開発計画実施調査」(1988～89年)
・(無償資金協力)「ムエア灌漑開発計画」(1989年～91年)
・(技術協力)「ムエア灌漑農業開発計画」(1991～96年)および同フォローアップ事業(1996～98年)
・(有償資金協力)「ムエア灌漑開発事業」(2010年8月L/A調印、2010～17年)
・(技術協力)「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト(Rice-MAPP)」(2012年1月～)
・(無償資金協力)「貧困農民支援」(2002年)
・(個別専門家)「灌漑政策アドバイザー」(2011年～) |
|------------------|---|

(2)他ドナー等の
援助活動

・(個別専門家)「稲作振興アドバイザー」(2010年～)
稲作分野では世界銀行が森林・水資源の共同管理体制の強化による生計向上を目的に「天然資源管理プロジェクト(National Resource Management Project:NRMP)」を実施中(2007.12-2013.6)であり、ムエア灌漑事業区の一部を含むNderewa North地区及びMarura Outgrower地区において稲作栽培技術の指導を行っている。
また韓国が稲作技術の普及を目的に韓国国際農業プロジェクト(Korea Project on International Agriculture: KOPIA)をムエア灌漑事業区などで実施している。



技術協力プロジェクト

2019年02月22日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト (英)Capacity Development Project for Enhancement of Rice Production in Irrigation Schemes
対象国名	ケニア
分野課題1	農業開発-灌漑・排水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小規模農民収入向上プログラム
援助重点課題	農業開発
開発課題	市場に対応した農業開発
プロジェクトサイト	ムエア灌漑農業開発研究所
署名日(実施合意)	2018年08月28日
協力期間	2019年02月01日 ~ 2023年01月31日
相手国機関名	(和)農業・畜産・水産省
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture, livestock and Fisheries

プロジェクト概要

背景	ケニアの農業セクターはGDPの27%、外貨獲得の60%を占め、国家経済の重要な役割を果たしている。この中で特に自給的農業を中心とする小規模農家は農業生産全体の75%以上を生産しており、ケニア農業の中心となっている。しかし年平均降雨量が735mm以上の農耕適地994万haの内、灌漑開発可能面積は53.9万haと、農耕適地の5.4%にすぎず、ほとんどを天水農業に頼らざるを得ない状況にある。 食糧安全保障はケニア国の重要な課題であり、農業及び農村開発は、経済再生戦略(Economic Recovery Strategy for Wealth and Creation: ERS)及び、その後継の国家計画であるVision2030においても、優先的サブセクターとして位置づけられている。 ケニア国における稲作は16世紀に始まり、主に灌漑地や低湿地帯で営まれてきた。特に中部セントラル州のムエア地区では、ケニア山麓の豊富な水資源を利用し、独立前の1953年から開発が開始され、ケニア国の米の生産の5割以上を占める一大稲作地域となっている。 ケニアの3大主作物であるメイズ、小麦、コメの内、調理が容易なコメの消費は人口増加とともに都市部を中心に急増している。このようなコメの需要に対し生産の伸びが追いつかず、自給率は年々減少傾向を示し、現在では20%を下回る状況にある。米を自給し、外貨を節約することはケニア国経済にとって、さらに、食糧安全保障の観点からも重要である。このような状況の中、ケニア国政府は国家コメ振興計画(NRDS)を2008年に策定し、今後の稲作振興に関する計画を立案した。
上位目標	ケニアにおいて、コメの生産量が倍増する。
プロジェクト目標	ケニアの大規模灌漑地域において、WSRCが普及する。
成果	1)WSRC普及内容が確立する。 2)WSRC普及手法が確立する。 3)MIADを拠点とした、ケニアの大規模灌漑地域を対象とする研修システムが確立する。

- 活動
- 1―1) 実践を通して、既存の稲基本栽培技術のマニュアルを改善し、完成させる。
 1―2) 実践を通して、既存の節水栽培技術のマニュアルを改善し、完成させる。
- 2―1) ムエア灌漑地区内の農家への技術研修を通して、農家研修の方法を確立する。
 2―2) MIADが所在する、Kirinyaga County の農業普及員、灌漑普及員への技術研修を通して、普及員研修の方法を確立する。
- 3―1) ケニアの大規模灌漑地域から研修生を募り、MIADにて、WSRCの農民研修を行う。
 3―2) ケニアの大規模灌漑地域から研修生を募り、MIADにて、WSRCの普及員研修を行う。

投入

- 日本側投入
- 長期専門家5名
 ・チーフ・アドバイザー
 ・稲栽培
 ・水管理
 ・営農普及
 ・業務調整
- 相手国側投入 C/P

実施体制

- (1) 現地実施体制
- 実施機関: 農業・畜産・水産省
 協力機関: 国家灌漑公社

関連する援助活動

- (1) 我が国の援助活動
- 援助活動
- 1) 我が国の援助活動
 ・稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト(技術協力プロジェクト)
 ・ムエア灌漑開発事業(円借款)
 ・2KR機材供与
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.



個別案件(専門家)

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名 (和) 灌漑普及アドバイザー
(英) Irrigation Extension Advisor

対象国名 ケニア

分野課題1 農業開発-灌漑・排水

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業土木

プログラム名 小規模農民収入向上プログラム
援助重点課題 農業開発
開発課題 市場に対応した農業開発

プロジェクトサイト ケニア全土

協力期間 2018年05月13日 ~ 2020年05月12日

相手国機関名 (和) 水・灌漑省

相手国機関名 (英) Ministry of Water and Irrigation

プロジェクト概要

背景 ケニア共和国(以下、ケニア)の農業セクターは労働人口の75%を占めるものの、GDPへの貢献は3割にとどまっており、生産性の向上が喫緊の課題となっている。ケニア政府は長期の国家開発の基本方針であるKenya Vision 2030において、農業を優先開発課題の一つとして位置付けており、農業セクター開発戦略(2010-2020)では、全耕作地の1.7%にしか過ぎない灌漑用地がGDPの3%相当に寄与しているとして、灌漑開発を通じた生産量及び生産性の向上が喫緊の課題としている。更に国土の80%が乾燥・半乾燥地域に属するところ、農地拡大のためには、灌漑開発が必須となっている。このような背景の下、JICAは稲作及び園芸作物振興を中心とした支援を行って来たが、ケニア政府は、これらの支援の補完性を確保し、国家灌漑開発計画の実施を促進するとともに、これまでの成果をケニアにおける農業政策及び戦略に反映させ定着させるべく灌漑アドバイザーの要請を行った。
なお本専門家は、アフリカ経済戦略会議での議論を踏まえ、TICADプロセスにおける農業分野への支援の促進を図るべく設立された“アフリカ農業開発促進プラットフォーム”に貢献することを目的とし、本邦と現地の連携を強化し、優良なODA案件の発掘・形成を促進するために派遣することとする。

プロジェクト目標 ケニアにおいて水管理技術や栽培技術の全国展開に関する政策レベル含めた助言・調整及び成果発現拡大への支援、灌漑分野の案件形成、既存案件の実施促進を行うことを目的とする。

成果 1. 灌漑開発セクターの政策・実施能力が強化される。
2. 灌漑開発セクターにおける開発アクター間の連携が強化される。
3. 我が国の灌漑開発セクターにおける援助戦略が策定される。

活動 1-1 灌漑政策・戦略に係る情報収集・課題分析
1-2 同分析を踏まえた灌漑政策・戦略の立案にかかる支援
1-3 水・灌漑省における実施中灌漑事業の分析
1-4 同分析を踏まえた灌漑事業の実施にかかる支援
2-1 開発アクター戦略・プログラムマッピングの実施
2-2 同マッピングを踏まえた灌漑セクター援助調整に係る助言
2-3 セクターワーキンググループ参加を通じたJICA灌漑セクター戦略の上位への政策

打ち込み

3-1 ケニアにおける我が国の実施済・中の案件の課題分析

3-2 ケニアにおける我が国の活用可能なリソースの分析

3-3 上述分析を踏まえた、灌漑開発セクターにおける援助戦略の策定

3-4 同戦略に基づく新規灌漑開発案件の形成